

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律案

新旧対照条文

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正・・・・・
- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部改正・・・・・二
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正・・・・・四
- 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）の一部改正・・・・・五
- 信託法（平成十八年法律第二百八号）の一部改正・・・・・七
- 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部改正・・・・・九
- 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部改正・・・・一
- 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部改正・・・・一三
- 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の一部改正・・・・一五
- 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正・・・・一八
- 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）の一部改正・・・・二五
- 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部改正・・・・三〇
- 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）の一部改正・・・・三一
- 所得稅法（昭和四十年法律第三十三号）の一部改正・・・・三二

- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部改正・・・・・・・・・・・・一六六
 - 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部改正・・・・・・・・一七〇
 - 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成九年法律第百三十六号）の一部改正・・・・・・・・一七三
 - 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）の一部改正・・・・・・・・一七四
 - 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部改正・・・・・・・・一七六
 - 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百三号）の一部改正・・・・・・・・一三六
 - 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百三号）の一部改正・・・・・・・・一三七
 - 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第二百三号）の一部改正・・・・一四二
 - 地方公共団体情報システム機構法（平成二十四年法律第二百三号）の一部改正・・・・・・・・一四三
 - 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部改正・・・・・・・・一四四
 - 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部改正・・・・・・・・一四五
 - 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部改正・・・・・・・・一四六

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
法 律	(略)	事 務	(略)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	第四条、第五条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項及び第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	(新設)	(新設)
		(同上)	(同上)
		(同上)	(同上)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一〇十四 （略）

（略）

十四の二 個人番号情報保護委員会の委員長及び常勤の委員
十五〇四十七

四十七の二 個人番号情報保護委員会の非常勤の委員
四十八〇七十五 （略）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
（略）	（略）

官職名	俸給月額
（略）	（略）

一〇十四 （略）

（新設）

十五〇四十七

四十八〇七十五 （略）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
（略）	（略）

官職名	俸給月額
（略）	（略）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一〇十四 （略）

（新設）

十五〇四十七

四十八〇七十五 （略）

長	人事官（人事院総裁を除く。）
内閣危機管理監	（略）
大臣政務官	（略）
個人番号情報保護委員会委員長	（略）

		公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長	侍従長	(略)
		個人番号情報保護委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員	侍従長	(略)
		一、〇六〇、〇〇〇円		(略)
		公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員	侍従長	(新設)
		一、〇六〇、〇〇〇円		(略)
		公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員	侍従長	(略)
		一、〇六〇、〇〇〇円		(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（年金保険者による市町村に対する通知）

第三百二十二条の七の三 当該年度の初日において年齢六十五歳以上
の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老
齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」
という。）は、当該年度の初日の属する年の五月二十五日までに、
当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者
の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該
老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を
行う年金保険者の名称を、当該老齢等年金給付の支払を受けている
者が当該年度の初日において住所を有する市町村に通知しなければ
ならない。

（年金保険者による市町村に対する通知）

第三百二十二条の七の三 当該年度の初日において年齢六十五歳以上
の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老
齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」
という。）は、当該年度の初日の属する年の五月二十五日までに、
当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者
の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び
年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、
当該老齢等年金給付の支払を受けている者が当該年度の初日におい
て住所を有する市町村に通知しなければならない。

(傍線の部分は改正部分)

(第六条関係)

改 正 案

(商業登記法の準用)

第一百七十七条 商業登記法第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条から第十九条の三まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第三十四条、第四十六条第一項及び第二项、第四十七条第一項及び第三項、第五十一条から第五十五条まで、第六十四条、第七十条、第七十一条、第七十五条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第一百四十八条までの規定は、投資法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第十七条」とあるのは「第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」と、「第二十四条、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第一百十一条及び第一百十八条において準用する場合を含む。）」、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三项、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条规定、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条」とあるのは「第二十四条」と、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同法第四十六条第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるの

現 行

(商業登記法の準用)

第一百七十七条 商業登記法第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第三十四条、第四十六条第一項及び第二项、第四十七条第一項及び第三項、第五十一条から第五十五条まで、第六十四条、第七十条、第七十一条、第七十五条、第七十九条、第八十二条、第八十三条、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第一百四十八条までの規定は、投資法人に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第十七条」とあるのは「第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」と、「第二十四条、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第一百十一条及び第一百十八条において準用する場合を含む。）」、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三项、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条规定、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条」とあるのは「第二十四条」と、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同法第四十六条第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるの

は「投資主全員」と、「取締役若しくは清算人」とあるのは「執行役員若しくは清算執行人」と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役員会」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役）」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「会計監査人」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「会計監査人」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同法第六十四条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「投資法人法第一百二条第三項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「投資法人法第一百八条第三項」と、同法第六十四条中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人（投資法人法第一百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう。）」と、「定款及びその者」とあるのは「その者」と、同法第七十条中「資本金の額」とあるのは「最低純資産額」と、「会社法第四百四十九条第二項」とあるのは「投資法人法第一百四十二条第二項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「投資法人法第一百五十一条第一项第一号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「投資法人法第一百五十九条第三項」と、「承認」とあるのは「承認（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主総会の承認）」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」とあるのは「投資法人法第一百七十四条又は第百七十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

は「投資主全員」と、「取締役若しくは清算人」とあるのは「執行役員若しくは清算執行人」と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会」とあるのは「投資主総会、役員会」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役）」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「会計監査人」とあるのは「執行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同条第二項第三号中「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「会計監査人」とあるのは「执行役員又は監督役員」と、同条第二項及び第三項中「会計参与又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、同法第六十四条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「投資主名簿等管理人（投資法人法第一百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう。）」と、「定款及びその者」とあるのは「その者」と、同法第七十条中「資本金の額」とあるのは「最低純資産額」と、「会社法第四百四十九条第二項」とあるのは「投資法人法第一百四十二条第二項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「投資法人法第一百五十一条第一项第一号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「投資法人法第一百五十九条第三項」と、「承認」とあるのは「承認（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定による投資主総会の承認）」と、同法第八十二条第三項中「第八十条又は前条」とあるのは「投資法人法第一百七十四条又は第百七十五条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（商業登記法及び民事保全法の準用）</p> <p>第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条から第十九条の三まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第一百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第二項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）」と読</p>	<p>（商業登記法及び民事保全法の準用）</p> <p>第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第一百三十二条から第一百三十七条まで並びに第一百三十九条から第一百四十八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第二項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）」と読</p>

み替えるものとする。

み替えるものとする。

（傍線の部分は改正部分）

(改) 正 案	現 行
<p>(商業登記法の準用)</p> <p>第八十五条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第一百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六条号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第百八十三条（合併の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第</p>	<p>(商業登記法の準用)</p> <p>第八十五条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第一百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六条号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。</p>

用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（商業登記法の準用）	
第七十八条	商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官及び登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義及び嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六条号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条（合併の登記）、第八十二条（合併の登記）、第八十三条（合併の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項中「会	第七十八条	商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官及び登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義及び嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六条号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条（合併の登記）、第八十二条（合併の登記）、第八十三条（合併の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」と

社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八条第一項において準用する会社法第四百七十八条第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（傍線の部分は改正部分）

(商業登記法の準用)	(商業登記法の準用)
改 正 案	現 行
<p>第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六条号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第百八十三条（合併の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続きの適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第</p>	<p>第八十九条 金庫の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十六条号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記）、第七十九条、第八十二条、第八十三条（合併の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続きの適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定を準用する。この場合において、同法第</p>

用する。この場合において、同法第十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（傍線の部分は改正部分）

(商業登記法等の準用) 改 正 案	(商業登記法等の準用) 現 行
<p>第一百八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（第四項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置による変更の登記）、第七十一条（解散の登記）、第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算結了の登記）及び第一百三十二条から第一百四十八条まで（更正、抹消の清算人に関する変更の登記、清算結了の登記）及び第一百三十二条から第一百四十八条まで（更正、抹消の</p>	<p>第一百八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（第四項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置による変更の登記）、第七十一条（解散の登記）、第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算結了の登記）及び第一百三十二条から第一百四十八条まで（更正、抹消の</p>

ら第百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、省令による委任）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第五十条まで（第九十五条、第一百十一条及び第一百十八条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十条まで」と、「第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第一百三十二条並びに」とあるのは「第一百三十二条及び」と、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と、同法第三十四条第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二十二条第四項において準用する会社法第九百三十条第二項各号」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役第三号中「会社法第三百三十三条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十一条第一項」と、「同法第三百三十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十三条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「資産流動化法第七十六条第四項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八条

申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保
護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政
不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定は、特定目的会社に
関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中
「第五十条まで(第九十五条、第一百十一条及び第一百十八条において
準用する場合を含む。)」とあるのは「第五十条まで」と、「第五
十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三
項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項
及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二
条、第一百三十二条並びに」とあるのは「第一百三十二条及び」と、同
法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三
十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と、
同法第三十四条第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会
社登記簿」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二
项各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律(以下「資産流動
化法」という。)第二十二条第四項において準用する会社法第九百
三十条第二項各号」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役
、代表取締役又は特別取締役(委員会設置会社にあつては、取締役
、委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「取締役、監査役又
は代表取締役」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百三十三条第
一项」とあるのは「資産流動化法第七十七条第一項」と、「同法
第三百三十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十三条第
一项」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項
とあるのは「資産流動化法第七十六条第四項」と、同法第七十一条
第三項中「会社法第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「資産

条第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第百六十七条第一項第一号」と、「同法第四百八十三条第四項」とあるのは「資産流動化法第百七十二条第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第百六十七条第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四条第一項中「会社法第九百二十八条第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第百七十九条第一項において準用する会社法第九百二十八条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第百七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「流動化法第百六十七條第一項第一号」と、「同法第四百八十三条第四項」とあるのは「資産流動化法第百七十二条第四項」と、同法第七十三条第二項中「会社法第四百七十八条第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第百六十七条第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四条第一項中「会社法第九百二十八条第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第百七十九条第一項において準用する会社法第九百二十八条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第百七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)

2

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（障害者等の少額公債の利子の非課税）</p> <p>第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二十号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日までにその計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（障害者等の少額公債の利子の非課税）</p> <p>第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。</p> <p>一・二 （同上）</p>
2・3	（略）	

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第四条の五 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、前項の居住者が、特定寄附信託契約の締結の後、最初に第一項の規定の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名、住所及び個人番号|その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第七項において「特定寄附信託申告書」という。）に、当該特定寄附信託契約の契約書の写し添付して、これを当該特定寄附信託に係る受託者を経由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 (5) 7 (略)

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七条の十一の三 (略)

2 (3) (略)

4 特定口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならぬ。

5 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第四条の五 (同上)

2 (同上)

3 第一項の規定は、前項の居住者が、特定寄附信託契約の締結の後、最初に第一項の規定の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名、住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第七項において「特定寄附信託申告書」という。）に、当該特定寄附信託契約の契約書の写し添付して、これを当該特定寄附信託に係る受託者を経由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 (5) 7 (同上)

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七条の十一の三 (同上)

2 (3) (同上)

4 特定口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

5 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと

異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている特定口座開設届出書及び当該金融商品取引業者等に既に特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された特定口座開設届出書については、これを受理することができない。

6～16 (略)

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四 (略)

2～6 (略)

7 前項の申請書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする

際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

8 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。

9～21 (略)

(国等に對して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 (略)

2～10 (略)

11 第九項に規定する特定一般法人が、公益認定法第四条の認定を受

異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている特定口座開設届出書及び当該金融商品取引業者等に既に特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された特定口座開設届出書については、これを受理することができない。

6～16 (同上)

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四 (同上)

2～6 (同上)

7 前項の申請書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

8 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。

9～21 (同上)

(国等に對して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 (同上)

2～10 (同上)

11 第九項に規定する特定一般法人が、公益認定法第四条の認定を受

けた場合には、当該認定を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該特定一般法人の名称、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号）の利用等に関する法律第二条第十四項に規定する法人番号をいう。第四十一条の十二において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

12
15
（略）

（償還差益等に係る分離課税等）

第四十一条の十二
（略）

2
11
（略）

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において同じ。）に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定

けた場合には、当該認定を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該特定一般法人の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

12
15
（同上）

（償還差益等に係る分離課税等）

第四十一条の十二
（同上）

2
11
（同上）

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において同じ。）に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定

する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（特定短期公社債並びに社債、株式等の振替に関する法律第九条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者には、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者は、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合には、当該外国仲介業者及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。）

する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（特定短期公社債並びに社債、株式等の振替に関する法律第九条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。）

対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
16
(略)

17 平成十一年四月一日以後に特定振替国債等の譲渡（振替記載等に係る口座からの振替によりされるものを除く。以下この項において同じ。）をした者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）でその特定振替国債等の譲渡を受けた法人（同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）から国内においてその特定振替国債等の譲渡の対価の支払を受けるものは、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該譲渡を受けた法人（以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、当該支払者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

18 平成十一年四月一日以後に国内において特定振替国債等の償還（

以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
16
(同上)

17 平成十一年四月一日以後に特定振替国債等の譲渡（振替記載等に係る口座からの振替によりされるものを除く。以下この項において同じ。）をした者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）でその特定振替国債等の譲渡を受けた法人（同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）から国内においてその特定振替国債等の譲渡の対価の支払を受けるものは、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所を当該譲渡を受けた法人（以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、当該支払者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

18 平成十一年四月一日以後に国内において特定振替国債等の償還（

買入消却を含む。以下この項において同じ。）又は利息（第十二項に規定する分離利息振替国債に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払によりその償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価。以下この条において同じ。）又は利息の支払を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その償還又は利息の支払の取扱者に（当該支払の取扱者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合において、当該外国仲介業者が外国間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関とし、当該外国仲介業者が他の外國再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関とする。）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関とする。）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に）提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該支払の取扱者にその者の確認書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

19
（
28
（略）

買入消却を含む。以下この項において同じ。）又は利息（第十二項に規定する分離利息振替国債に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払によりその償還金（買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価。以下この条において同じ。）又は利息の支払を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その償還又は利息の支払を受ける際、その償還金又は利息の支払の取扱者に（当該支払の取扱者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合において、当該外国仲介業者が外国間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者及び当該外国間接口座管理機関において当該特定振替国債等を受けるときは当該外国仲介業者及び当該外国間接口座管理機関とし、当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受けるときは当該外国仲介業者、当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国間接口座管理機関とする。）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に）提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、当該告知書に記載している氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

19
（
28
（同上）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（基礎年金番号の利用制限等）	
第一百八条の四	第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の三十七第一項、第二項及び第四項、第三十条の三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の三十七第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の三十八第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十条の三十九第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第一百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の四十二第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の四十三第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十四条の二第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	
第一百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（第三条第	（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）	（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）	（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇三十一 (略)

三十二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法

第三十条の三十九第一項の規定による報告の求め及び立入検査

三十三〇三十八 (略)

2〇7 (略)

(機構への事務の委託)

第一百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務 (第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。) を行わせるものとする。

一〇三十三 (略)

三十四 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法

第三十条の三十八第四項の規定による勧告及び同条第五項の規定による命令に係る事務 (当該勧告及び命令を除く。)

三十五〇四十二 (略)

2・3 (略)

第一百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇三十一 (略)

三十二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法

第三十四条の二第一項の規定による報告の求め及び立入検査

三十三〇三十八 (略)

2〇7 (略)

(機構への事務の委託)

第一百九条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務 (第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。) を行わせるものとする。

一〇三十三 (略)

三十四 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法

第三十条の四十三第四項の規定による勧告及び同条第五項の規定による命令に係る事務 (当該勧告及び命令を除く。)

三十五〇四十二 (略)

2・3 (略)

第一百十一条の二 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の三十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

第一百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百八条の四において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基礎年金番号の利用制限等）</p> <p>第一百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第二項、第三十条の三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同法第三十条の三十八第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十条の三十九第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>（基礎年金番号の利用制限等）</p> <p>第一百八条の四 第十四条に規定する基礎年金番号については、住民基本台帳法第三十条の三十七第一項、第二項及び第四項、第三十条の三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する。この場合において、同法第三十条の三十七第二項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「厚生労働大臣及び日本年金機構」と、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と、同法第三十条の三十八第一項から第三項までの規定中「何人も」とあるのは「国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務の遂行のため同条に規定する基礎年金番号の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人も」と、同条第四項及び第五項並びに同法第三十条の三十九第一項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
<p>第一百八条の五 全国健康保険協会、第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、第十四条に規定する政府管</p>	<p>（新設）</p>

掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務（当該厚生労働省令で定める者（うち厚生労働省令で定める者にあつては、同条に規定する政府管掌年金事業に関する事務）の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る基礎年金番号を告知することを求めてはならない。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第一百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

（略）

3 | 2 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十四項に規定する法人番号をいう。

（書類提出者の氏名及び住所の記載等）

第一百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するときは、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

3 | 2 （同上）
（新設）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	
（会社法人等番号）	第七条 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第十九条の三において同じ。）を記録する。	（新設）	現 行
（登記簿等の持出禁止）	第七条の二 （略）	（登記簿等の持出禁止）	（新設）
（添付書面の特例）	第七条 （同上）		
（新設）			
（十九条の三）この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。			

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）</p> <p>第十条 国内に住所を有する個人で、身体障害者福祉法（昭和二四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第三十七条の二第一項（遺族の範囲）に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項（寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの（以下この条において「障害者等」という。）が、金融機関その他の預貯金の受入れ若しくは信託の引受けをする者、金融商品取引業者又は登録金融機関で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（前条第一項第一号又は第二号（非課税所得）の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型</p>	<p>（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）</p> <p>第十条 国内に住所を有する個人で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第三十七条の二第一項（遺族の範囲）に規定する遺族基礎年金を受けることができる妻である者、同法第四十九条第一項（寡婦年金の支給要件）に規定する寡婦年金を受けることができる同項に規定する妻である者その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの（以下この条において「障害者等」という。）が、金融機関その他の預貯金の受入れ若しくは信託の引受けをする者、金融商品取引業者又は登録金融機関で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（前条第一項第一号又は第二号（非課税所得）の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型</p>

投資信託を除く。) 又は特定目的信託の受益権のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。) の預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。) をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律第 号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。)を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一(三) (略)

2 (略)

3 第一項の規定は、個人が、最初に同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の預入等をする日までに、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。)をその預入等をする金融機関の営業所等を経由し、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 提出者の氏名、生年月日、住所及び個人番号、障害者等に該当する旨並びに当該金融機関の営業所等の名称及び所在地

二(四) (略)

4 (略)

5 非課税貯蓄申告書又は前項の申告書を提出する個人は、政令で定

投資信託を除く。) 又は特定目的信託の受益権のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。) の預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。) をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。)を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一(三) (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 提出者の氏名、生年月日及び住所、障害者等に該当する旨並びに当該金融機関の営業所等の名称及び所在地

二(四) (同上)

4 (同上)

5 非課税貯蓄申告書又は前項の申告書を提出する個人は、政令で定

めるところにより、その提出をしようとする際、第三項又は前項に規定する金融機関の営業所等の長に、その者の身体障害者福祉法第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨を告知し、当該非課税貯蓄申告書又は同項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。

6～8
（略）

（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第五十七条
（略）

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から二月以内）に、青色事業専従者の氏名及び個人番号、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3～8
（略）

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第一百九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して

めるところにより、その提出をしようとする際、第三項又は前項に規定する金融機関の営業所等の長に、その者の身体障害者福祉法第十五条第四項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳、国民年金法第十五条第三号に掲げる遺族基礎年金の年金証書その他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日、住所並びに障害者等に該当する旨を告知し、当該非課税貯蓄申告書又は同項の申告書に当該告知をした事項につき確認した旨の証印を受けなければならない。

6～8
（同上）

（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第五十七条
（同上）

2 その年分以後の各年分の所得税につき前項の規定の適用を受けようとする居住者は、その年三月十五日まで（その年一月十六日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から二月以内）に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3～8
（同上）

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第一百九十四条
（同上）

、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二（略）

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

四 控除対象配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六・七（略）

2(4)（略）

（従たる給与についての扶養控除等申告書）

第一百九十五条 国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額につき第二十八条第二項（給与所得の金額）及び第八十八条（給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算）の規定に準じて計算した金額として政令で定めるところにより計算した金額が障害者控除の額、寡婦（寡夫

一・二（同上）

三 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

四 控除対象配偶者の氏名並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六・七（同上）

2(4)（同上）

（従たる給与についての扶養控除等申告書）

第一百九十五条（同上）

（控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額に満たないと見込まれる場合には、その年ににおいて、次に掲げる事項を記載した申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者（以下この条において「従たる給与等の支払者」という。）を経由して、当該従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出することができる。

一 （略）

二 控除対象配偶者又は控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）

三・四 （略）

2～4 （略）

（給与所得者の配偶者特別控除申告書）

第一百九十五条の二 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第一百九十五条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第一号ニに掲げる配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一

一 （同上）

二 控除対象配偶者又は控除対象扶養親族の氏名

三・四 （同上）

2～4 （同上）

（給与所得者の配偶者特別控除申告書）

第一百九十五条の二 （同上）

一・二 （同上）

三 第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一

にする配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその者のその年の合計所得金額又はその見積額

にする配偶者の氏名及びその者のその年の合計所得金額又はその見積額

四 額

2 （略）

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第百九十八条 （略）

2・3 （略）

4 第二項の場合において、国税通則法第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定による氏名及び個人番号の記載並びに押印については、同条の規定にかかわらず、氏名及び個人番号を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 （略）

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

第二百三条の五 国内において公的年金等（第三十五条第三項第三号

（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納稅地）の規定による納稅地（第十八条第二項（納稅地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納稅地。第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

四 見積額

2 （同上）

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第百九十八条 （同上）

2・3 （同上）

4 第二項の場合において、国税通則法第二百二十四条（書類提出者の氏名及び住所の記載等）の規定による氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 （同上）

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

第二百三条の五 （同上）

一・二 (略)

三 控除対象配偶者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

四 控除対象扶養親族の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

六 (略)

2 (8)

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項（利子所得）又は第二百二十四条第一項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剩余金の配当（同項に規定する剩余金の配当をいう。次項において同じ。）並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名

一・二 (同上)

三 控除対象配偶者の氏名並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

四 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

五 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その旨、その数、その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びにその該当する事実

六 (同上)

2 (8)

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項（利子所得）又は第二百二十四条第一項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剩余金の配当（同項に規定する剩余金の配当をいう。次項において同じ。）並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名

称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。））を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものとすることとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

2(5) (略)

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）

第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において

称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

2(5) (同上)

（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）

第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）を当該各号に掲げる者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において「支払者」という。）に告

同じ。）を当該各号に掲げる者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

一（略）

2（略）

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の四 信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならぬ。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定

知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一（同上）

2（同上）

（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の四 信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。）の受益権（以下この条において「信託受益権」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならぬ。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定

めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

一・二 (略)

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者については、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者については、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品先物取引業者等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品先物取引業者等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

2 (略)

一・六 (略)

ないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一・二 (同上)

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者については、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）を「その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品先物取引業者等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品先物取引業者等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2

一・六 (同上)

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の六 金若しくは白金の地金又は金貨若しくは白金貨（以下この条において「金地金等」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価（その額が政令で定める金額以下のものを除く。）の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）をその金地金等の譲渡を受けた者（金地金等の売買を業として行う者に限る。以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該又は法人番号を当該書類により確認しなければならないものとする。

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の六 金若しくは白金の地金又は金貨若しくは白金貨（以下この条において「金地金等」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価（その額が政令で定める金額以下のものを除く。）の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。）をその金地金等の譲渡を受けた者（金地金等の売買を業として行う者に限る。以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第四章 （略）	第一章～第四章 （略）
第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等	第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
第一節 住民票コード（第三十条の二～第三十条の五）	第一節 住民票コード（第三十条の二～第三十条の六）
第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六～第三十条の八）	第二節 都道府県の事務等（第三十条の七～第三十条の九）
第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九～第三十条の二十三）	第三節 指定情報処理機関（第三十条の十一～第三十条の二十八）
第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十四～第三十条の四十三）	第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十九～第三十条の四十三）
第五節 （略）	第五節 （略）
第四章の三 （略）	第四章の三 （略）
第五章 （略）	第五章 （略）
第六章 罰則（第四十二条～第五十三条）	第六章 罚則（第四十二条～第五十四条）
附則	附則
（住民票の記載事項）	（住民票の記載事項）
第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。	第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一〇八 (略)

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九〇十四 (略)

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）を当該国又は地方公共団体の機関の職

一〇八 (略)

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十一条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）を当該国又は地方公共団体の機関の職

員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2・3 (略)

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一～三 (略)

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 (略)

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下この条及び第五十条において「閲覧事項」という。）の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者（以下この条及び第五十条において「閲覧者」という。）の氏名及び住所

四～七 (略)

職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2・3 (略)

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者（以下この条及び第五十一条において「申出者」という。）が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。）の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一～三 (略)

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 (略)

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下この条及び第五十一条において「閲覧事項」という。）の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者（以下この条及び第五十一条において「閲覧者」という。）の氏名及び住所

四～七 (略)

			3 個人である申出者は、前項第二号に掲げる利用の目的（以下この条及び第五十条において「利用目的」という。）を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。
		4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。	4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。
	5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。	5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。	5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十一条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。
6 ↗ 12	（略）	6 ↗ 12	（略）
	（本人等の請求による住民票の写し等の交付）		（本人等の請求による住民票の写し等の交付）
第十二条	（略）	第十二条	（略）
2 ↗ 4	（略）	2 ↗ 4	（略）
5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。	5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。	5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。	5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。
6 · 7	（略）		

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2～5 (略)

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 (略)

2～6 (略)

7 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。

8・9 (略)

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第十二条の四 (略)
2・3 (略)

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2～5 (略)

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 (略)

2～6 (略)

7 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。

8・9 (略)

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第十二条の四 (略)
2・3 (略)

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5・6 (略)

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十六条において同じ。）を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2～5 (略)

第一節 住民票コード

(住民票コードの指定)

第三十条の二 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という

。）は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することができる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5・6 (略)

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十七条において同じ。）を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2～5 (略)

第一節 住民票コード

(新設)

第三十条の二 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という

。）は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することができる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住

民票コードと重複しないようにしなければならない。

(住民票コードの記載等)

[第三十条の三] (略)

2 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 (略)

(住民票コードの記載の変更請求)

[第三十条の四] (略)

2 (略)

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があつた場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に従前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

(住民票コードの記載等)

[第三十条の二] (略)

2 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 (略)

(住民票コードの記載の変更請求)

[第三十条の三] (略)

2 (略)

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があつた場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に従前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 (略)

(政令への委任)

第三十条の五 前三条に定めるもののほか、住民票コードの記載に
し必要な事項は、政令で定める。

第二節 本人確認情報の通知及び保存等

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票に記載された本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載された本人確認情報を消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2| 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3| 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところ

(政令への委任)

第三十条の四 前二条に定めるもののほか、住民票コードの記載に
し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事への通知)

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（住民票の記載等に係る本人確認情報を消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(新設)

るにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

第三十条の八 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

第三節 本人確認情報の提供及び利用等

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち個人番号以外のものを提供するものとする。

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規

(新設)

(新設)

(新設)

定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、個人番号を除く。）を提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、個人番号を除く。）を提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に關し求めがあつたとき。

（新設）

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の二十二第二項の規定による事務の処理に関し求めがあつたとき。

2|

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいづれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、個人番号を除く。）を提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2| 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子

（新設）

子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(都道府県の条例による本人確認情報の提供)

[第三十条の十三] 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

(市町村の条例による本人確認情報の提供)

[第三十条の十四] 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その

(新設)

(他の市町村への本人確認情報の提供)

[第三十条の六] 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、本人確認情報を提供

他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（個人番号を除く。）を提供するものとする。

するものとする。

（削除）

（削除）

第二節 都道府県の事務等

（都道府県知事の事務）

第三十条の七 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することができる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、総務省令で定めるところにより、あらかじめ他の都道府県知事と協議し、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に当該都道府県知事若しくは他の都道府県知事が指定した住民票コード又は他の都道府県知事が指定しようとする住民票コードと重複しないよう調整を図るものとする。

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項目及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機

関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

- 一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に係り求めがあつたとき。
- 二 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に係り求めがあつたとき。
- 三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に係り求めがあつたとき。

5 | 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

- 一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に係り求めがあつたとき。
- 二 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に係り求めがあつたとき。
- 三 他の都道府県の都道府県知事から第十項に規定する事務の処理に係り求めがあつたとき。

6 | 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情

報を提供するものとする。

- 一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 三 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。

7 第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の都道府県の都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。
- 8 都道府県知事（第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。）は、毎年少なくとも一回、第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 9 都道府県知事は、第三十条の五第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。
- 10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要

な協力をするものとする。

(本人確認情報等の利用)

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。次項において同じ。）を利用することができます。

一～四（略）

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について住民票の記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、これらの通知があつた旨の情報を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第十二条の規定による事務に利用することができる。

4 機構は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定により同項の指定認証機関（以下この項において「指定認証機関」という。）にその認証事務を行わせることとした都道府県知事から第三十条の七第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について住民票の記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつた旨の通知又は

(都道府県における本人確認情報等の利用)

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができます。

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について住民票の記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、これらの通知があつた旨の情報を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第十二条に規定する事務に利用することができる。

4 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事は、前項の通知があつた旨の情報報を、同法第二十五条に規定する事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、同法第三十四条第一項に規定する指定認証機関に提供することができる。

住民票が消除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに応じ、同法第三十四条第一項第五号に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報を指定認証機関に提供するものとする。

5 | 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第五条第二項の規定による事務に利用することができる。

(報告書の公表)

第三十条の十六 | 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十七 | 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 | 総務大臣は、前項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け)

第三十条の十八 | 機構は、総務省令で定めるところにより、本人確認

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

情報処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第三十条の十九 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十条の二十 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県知事に対する技術的な助言等)

第三十条の二十一 機構は、都道府県知事に対し、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

(新設)

(新設)

(市町村間の連絡調整等)

第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に關し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3 機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

(本人確認情報の提供に関する手数料)

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(削除)

(新設)

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の九 都道府県に、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮詢に応じ、当該都道府県における第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し

て都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、条例で定める。

(削除)

(削除)

第三節 指定情報処理機関

(指定情報処理機関の指定等)

第三十条の十 都道府県知事は、総務大臣の指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に、次に掲げる事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）を行わせることができる。

一 第三十条の七第一項の規定による住民票コードの指定及びその通知

二 第三十条の七第二項の規定による協議及び調整

三 第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の別表第一の上欄に掲げる国の機関及び法人への提供

四 第三十条の七第四項の規定による本人確認情報の別表第二の上欄に掲げる区域内の市町村の執行機関及び同項第三号に規定する当該都道府県の区域内の市町村の市町村長への提供

五 第三十条の七第五項の規定による本人確認情報の別表第三の上欄に掲げる他の都道府県の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供

六 第三十条の七第六項の規定による本人確認情報の別表第四の上欄に掲げる他の都道府県の区域内の市町村の執行機関及び同項第三号に規定する他の都道府県の区域内の市町村の市町村長への提供

七 第三十七条第二項の規定による本人確認情報に関する資料の国

の行政機関への提供

2 前項の規定による指定は、本人確認情報処理事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第一項の規定により指定情報処理機関にその本人確認情報処理事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、本人確認情報処理事務（同項第四号及び第七号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。

4 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に係る手数料（次項において「情報提供手数料」という。）を指定情報処理機関の収入として收受させることができる。

5 前項の場合における情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定情報処理機関が定めるものとする。この場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

（指定情報処理機関への通知等）

第三十条の十一 委任都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、指定情報処理機関に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた指定情報処理機関は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスク

（削除）

クに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4| 前条第一項の規定により指定情報処理機関が行う第三十条の七第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、総務省令で定めるところにより、指定情報処理機関の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

5| 指定情報処理機関は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、第三十条の五第三項の規定により委任都道府県知事の磁気ディスクに記録された本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該委任都道府県知事に通報するものとする。

6| 指定情報処理機関は、毎年少なくとも一回、前条第一項の規定により当該指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

7| 指定情報処理機関は、委任都道府県知事に対し、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に關し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

8| 指定情報処理機関は、委任都道府県知事の統括する都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、委任都道府県知事に対し、必要な協力をしなければならない。

指定情報処理機関は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定により同項の指定認証機関（以下この項において「指定認証機関」という。）にその認証事務を行わせることとした委任都道府県知事から第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について住民票の記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに応じ、同法第三十四条第一項第五号に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報報を指定認証機関に提供するものとする。

（指定の基準）

第三十条の十二 総務大臣は、他に第三十条の十第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、同条第二項の規定による申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、本人確認情報処理事務等（指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務、前条第三項及び第五項から第九項までに規定する事務並びに第三十条の三十七、第三十条の三十八及び第三十条の四十に規定する事務をいう。以下同じ。）の実施の方法その他の事項についての本人確認情報処理事務等の実施に関する計画が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施及び本人確認情報の保護のために適切なものであること。

- 二 前号の本人確認情報処理事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものである

（削除）

こと。

三 一般財団法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を拠出しているものであること。

四 申請者が、本人確認情報処理事務等以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて本人確認情報処理事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 総務大臣は、第三十条の十第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十条の二十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十条の十六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

(削除)

第三十条の十三 総務大臣は、第三十条の十第一項の規定による指定をしたときは、当該指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。
2 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その

(削除)

- 3 | 旨を総務大臣に届け出なければならない。
3 | 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十条の十四 委任都道府県知事は、第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関にその本人確認情報処理事務を行わせることとした旨を総務大臣に報告し、及び他の都道府県知事に通知するとともに、当該指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 | 指定情報処理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 | 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(本人確認情報保護委員会の設置)

第三十条の十五 指定情報処理機関には、本人確認情報保護委員会を置かなければならぬ。

2 | 本人確認情報保護委員会は、指定情報処理機関の代表者の諮問に応じ、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができる。

3 | 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者の中から、指定情報処理機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

(削除)

(削除)

第三十条の十六 指定情報処理機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、指定情報処理機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第三十条の十八第一項の本人確認情報管理規程に違反する行為をしたとき、又は本人確認情報処理事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役職員等の秘密保持義務等)

第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員（本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又はせん孔業務その他情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

(本人確認情報管理規程)

(削除)

第三十条の十八 指定情報処理機関は、総務省令で定める本人確認情

報処理事務等の実施に関する事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、前項後段の規定により本人確認情報管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

3 総務大臣は、第一項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第三十条の十九 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三十条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、事業計画及び收支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

3 指定情報処理機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、総務大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(交付金)

第三十条の二十 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定情報

処理機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした本人確認情報処理事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を

交付金として交付するものとする。

- 2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定情報処理機関と協議して定めるものとする。

(削除)

第三十条の二十一 指定情報処理機関は、総務省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務等に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第三十条の二十二 総務大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の適正な実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

(報告及び立入検査)

第三十条の二十三 総務大臣は、本人確認情報処理事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、本人確認情報処理事務等の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、本人

(削除)

確認情報処理事務等の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとする。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第三十条の二十四 指定情報処理機関は、総務大臣の許可を受けなければ、本人確認情報処理事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、指定情報処理機関の本人確認情報処理事務等の全部又は一部の休止又は廃止により本人確認情報処理事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 総務大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委

任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(削除)

(指定の取消し等)

第三十条の二十五 総務大臣は、指定情報処理機関が第三十条の十二第一項第三号に適合しなくなつたとき、又は同条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、指定情報処理機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十条の十二第一項各号（第三号を除く。）の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第三十条の十九第一項若しくは第三項、第三十条の二十一又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第三十条の十六第二項、第三十条の十八第三項又は第三十条の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十条の十八第一項の規定により認可を受けた本人確認情報管理規程によらないで本人確認情報処理事務等を行つたとき。

五 不正な手段により第三十条の十第一項の規定による指定を受けたとき。

3 総務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により本人確認情報処理事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(本人確認情報処理事務の委任の解除)

(削除)

第三十条の二十六 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととするときは、その三月前までに

、その旨を指定情報処理機関及び他の委任都道府県知事に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととしたときは、その旨を総務大臣に報告するとともに、指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないことをした日を公示しなければならない。

(委任都道府県知事による本人確認情報処理事務の実施)

第三十条の二十七 委任都道府県知事は、指定情報処理機関が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を休止したとき、総務大臣が第三十条の二十五第二項の規定により指定情報処理機関に対し本人確認情報処理事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により本人確認情報処理事務の全部若しくは一部を実施するこれが困難となつた場合において総務大臣が必要があると認めるときは、第三十条の十第三項の規定にかかわらず、当該本人確認情報処理事務の全部又は一部を行うものとする。

2 総務大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により本人確認情報処理事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により本人確認情報処理事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(削除)

(本人確認情報処理事務の引継ぎ等に関する省令への委任)

第三十条の二十八 前条第一項の規定により委任都道府県知事が本人確認情報処理事務を行うこととなつた場合、総務大臣が第三十条の二十四第一項の規定により本人確認情報処理事務の廃止を許可し、若しくは第三十条の二十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせないこととした場合における本人確認情報処理事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第四節 本人確認情報の保護

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第四節 本人確認情報の保護

(本人確認情報の安全確保)

2 機構は、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、都道府県知事又は機構から第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第五項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村若しくは都道府県又は機構の職員等の秘密保持義務)

第三十条の二十六 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長若しくは都道府県知事から本人確認情報若しくは第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らし

(本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

2 指定情報処理機関は、第三十条の十第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十七条第二項に規定する委任都道府県知事の事務を行う場合を除き、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十一 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長又は都道府県知事から本人確認情報又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らし

を漏らしてはならない。

3 | 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平

成二十四年法律第 号）第二十五条第一項に規定する本人確認情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務に関する通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人者であつた者は、その委託された業務に関する通知に係る本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（本人確認情報に係る住民に関する記録の保護）

第三十条の二十七 都道府県知事の委託を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 | 機構の委託を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（受領者等による本人確認情報の安全確保）

第三十条の二十八 第三十条の九から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道

てはならない。
(新設)

（本人確認情報に係る住民に関する記録の保護）

第三十条の三十二 都道府県知事又は指定情報処理機関の委託を受けて行う第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（新設）

（受領者等による本人確認情報の安全確保）

第三十条の三十三 第三十条の六、第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道

府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報（以下「受領した本人確認情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、受領者は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

（受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限）

第三十条の二十九 (略)

（本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の九の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職

の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報（以下「受領した本人確認情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

（受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限）

第三十条の三十四 (略)

（本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務）

第三十条の三十五 第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職

た者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 (略)

(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の三十一 (略)

(自己の本人確認情報の開示)

第三十条の三十二 何人も、都道府県知事又は機構に対し、**第三十条の六**第三項又は**第三十条の七**第三項により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示（自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 都道府県知事又は機構は、前項の開示の請求（以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。）があつたときは、開示請求をした者（以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。）に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(開示の期限)

第三十条の三十三 (略)

2 都道府県知事又は機構は、事務処理上の困難その他正当な理由に

にあつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 (略)

(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の三十六 (略)

(自己の本人確認情報の開示)

第三十条の三十七 何人も、都道府県知事又は指定情報処理機関に対し、**第三十条の五**第三項又は**第三十条の十一**第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示（自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、前項の開示の請求（以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。）があつたときは、開示請求をした者（以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。）に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(開示の期限)

第三十条の三十八 (略)

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、事務処理上の困難その他

より前項に規定する期間内に開示をることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。

(開示の手数料)

第三十条の三十四 第三十条の三十二第一項の規定により機構に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

(自己の本人確認情報の訂正)

第三十条の三十五 都道府県知事又は機構は、第三十条の三十二第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は機構が行う本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定める

(手数料)

第三十条の三十九 第三十条の三十七第一項の規定により指定情報処理機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、指定情報処理機関が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

(自己の本人確認情報の訂正)

第三十条の四十 都道府県知事又は指定情報処理機関は、第三十条の三十七第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

(新設)

(新設)

正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。

ところにより当該事務の処理に係り本人確認情報の提供を求めることが可能のこととされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2| 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に係り本人確認情報の提供を求めることが可能のこととされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3| 機構は、本人確認情報処理事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4| 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に係り本人確認情報の提供を求めることが可能のこととされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、機構又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は

（新設）

当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 | 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に
し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 | 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 | 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができ
る。

5 | 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従るべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認められに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項について都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

(新設)

(苦情処理)

第三十条の四十一 都道府県知事又は指定情報処理機関は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は指定情報処理機関が行う本人確認情報処理事務等の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の四十二 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることがができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 指定情報処理機関は、この法律に規定する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行

のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）を用いて検索することができる。以下この項において同じ。）であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合に

(略)	(略)	(略)	項 第十二条の二第一項	第十二条 第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第五项 、第五号及び第八号の二から第十四号まで
-----	-----	-----	-------------	------------------------------	----------------------------

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(外国人住民についての適用の特例)

おいて、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されるとを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(略)	(略)	(略)	項 第十二条の二第一項	第十二条 第十二号まで及び第十四号	第五项 、第五号及び第九号から第十四号まで
-----	-----	-----	-------------	-------------------	--------------------------

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削除)

(報告及び検査)

第三十四条の二 都道府県知事は、第三十条の四十三第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に關する事務の処理に當たつては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(資料の提供)

第三十七条 (略)

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事又は機構に対し、それぞれ都道府県知事保存本人確認情報

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に關する事務の処理に當たつては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(資料の提供)

第三十七条 (略)

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事に対し、保存期間に係る本人確認情報に関する資料の提供

又は機構保存本人確認情報に関して資料の提供を求めることができる。

を求めることができる。

第六章 罰則

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十の規定に違反して

秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(削除)

第六章 罰則

第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十

第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項ま

での規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 (略)

第四十三条 第三十条の二十五第二項の規定による本人確認情報処理

事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 (略)

第四十四条 第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 (略)

第四十五条 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第十一項若しくは第三十条の三十九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

一 第十一条の二第十一項若しくは第三十四条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 （略）

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
(削除)

一 第三十条の二十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十三第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十条の二十四第一項の規定による許可を受けないで本人確認情報処理事務等の全部を廃止したとき。

第四十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 （略）

第四十九条 （略）

第五十条 偽りその他不正の手段により第十二条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は

二 （略）

第四十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条、第四十六条又は第四十七条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 （略）

第五十条 （略）

第五十一条 偽りその他不正の手段により第十二条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は

同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十五条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

第五十一条 偽りその他不正の手段により第三十条の二十二第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第五十二条 (略)
2 (略)

第五十三条 (略)
2 (略)

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係）

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通 知都道府県の区 域内の市町村の 市町村長その他 の執行機関	事務
(略)	(略)

別表第三（第三十条の十一関係）

第五十二条 偽りその他不正の手段により第三十条の三十七第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第五十三条 (略)
2 (略)

第五十四条 (略)
2 (略)

別表第一（第三十条の七関係）

別表第二（第三十条の七関係）

提供を受ける区 域内の市町村の執 行機関	事務
(略)	(略)

別表第三（第三十条の七関係）

は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十六条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

提供を受ける通 知都道府県以外 の都道府県の都 道府県知事その 他の執行機関	(略)
事 務	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）	提供を受ける通 知都道府県以外 の都道府県の区 域内の市町村の 市町村長その他 の執行機関	(略)
事 務	(略)	(略)

別表第五（第三十条の八関係）	提供を受ける他の 都道府県の区域内 の市町村の執行機 関	(略)
事 務	(略)	(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第四章 (略)	第一章～第四章 (略)
第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等	第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
第一節～第三節 (略)	第一節～第三節 (略)
第四節 本人確認情報の保護 (第三十条の二十四～第三十条の四十四)	第四節 本人確認情報の保護 (第三十条の二十四～第三十条の四十四)
(削除)	第五節 住民基本台帳カード (第三十条の四十四)
第四章の三 (略)	第四章の三 (略)
第五章 (略)	第五章 (略)
第六章 (略)	第六章 (略)
附則	附則
(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	(本人等の請求による住民票の写し等の交付)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、個人番号カード（番号利用法第五十六条第一項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。	3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たつている者は、市町村長に対し、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により当該請求の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。

4～7 (略)。

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 (略)

2～4 (略)

5 第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。

6～9 (略)

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第十二条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したもののが交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

2～6 (略)

(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

4～7 (略)

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 (略)

2～4 (略)

5 第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。

6～9 (略)

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第十二条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したもののが交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

2～6 (略)

(住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転入届の特

第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前

条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 個人番号カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。）であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届をした場合においては、最初の世

帶員に関する転入届（当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 (略)

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保

例)

第二十四条の二 第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この条において「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をした場合においては、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六条において「世帯員」という。）であつて住民基本台帳カードの交付を受けていないものが転出届をした場合においては、最初の世帯員に関する転入届（当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 (略)

(国の機関等への本人確認情報の提供)

第三十条の九 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保

存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第六条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあっては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあっては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第六条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一・二 （略）
2 （略）

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に

存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）のうち個人番号以外のものを提供するものとする。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあっては、個人番号を除く。）を提供するものとする。

一・二 （略）
2 （略）

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十一 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号に

掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。) を提供するものとする。

掲げる場合にあつては、個人番号を除く。) を提供するものとする。

は、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第六条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第六条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一・二 (略)

(都道府県の条例による本人確認情報の提供)

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、個人番号を除く。)を提供するものとする。

一・二 (略)

(都道府県の条例による本人確認情報の提供)

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知

事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

事保存本人確認情報（個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第六条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関が番号利用法第六条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第六条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

（市町村の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（市町村の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その

他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第六条第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（個人番号を除く。）を提供するものとする。

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第六条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第六条第一項又は第二項

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

（略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一

号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第六条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用する場合に限り、提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

（本人確認情報等の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（新設）

（新設）

3

機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

（削除）

4|

（略）

（本人確認情報の提供及び利用の制限）

第三十条の二十五 （略）

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項若しくは第四項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第

3

都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について住民票の記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、これらの通知があつた旨の情報を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十二条の規定による事務に利用することができる。

4|

機構は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第一項の規定により同項の指定認証機関（以下この項において「指定認証機関」という。）にその認証事務を行わせることとした都道府県知事から第三十条の七第一項の規定により第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について住民票の記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに応じ、同法第三十四条第一項第五号に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報を指定認証機関に提供するものとする。

5|

（略）

（本人確認情報の提供及び利用の制限）

第三十条の二十五 （略）

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第五項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定によ

一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めはならない。

2 都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 (略)

(削除)

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 市町村長その他の市町村の執行機関は、この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができとができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 (略)

4 別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条に

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知

おいて「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

255 (略)

第三十条の四十一から第三十条の四十四まで 削除

(削除)

第三十条の四十一から第三十条の四十三まで 削除

第五節 住民基本台帳カード

第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条において「住所地市町村長」という。)に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名その他政令で定める事項(以下この条において「カード記載事項」という。)が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)が組み込まれたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、

事その他の都道府県の執行機関、機構又は別表第一の上欄に掲げる国機関若しくは法人(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

255 (略)

第三十条の四十一から第三十条の四十四まで 削除

(削除)

第三十条の四十一から第三十条の四十三まで 削除

第五節 住民基本台帳カード

第三十条の四十四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下この条において「住所地市町村長」という。)に対し、自己に係る住民基本台帳カード(その者に係る住民票に記載された氏名その他政令で定める事項(以下この条において「カード記載事項」という。)が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)が組み込まれたカードをいう。以下同じ。)の交付を求めることができる。

2 住民基本台帳カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、

その者に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳カードを交付しなければならない。

4 住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、総務省令で定める。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するためには、当該市町村に必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

10 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該住民基本台帳カードを、住所地市町村長に返納しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、住民基本台帳カードの有効期間、住

民基本台帳カードの再交付を受けようとする場合における手続その他の住民基本台帳カードに関し必要な事項は、政令で定める。

12 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる。

第四十六条 (略)

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、又は第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受けた者

第四十六条 (略)

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、又は第三十条の四十四に規定する戸籍の附票の写しの交付を受けた者

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十号）第六条第一項に規定する	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一	削除

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の三十七、第三十条の三十八関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
一	削除

四十一の二 国税	四十一 (略)	二十九四十 (略)	十九 地方公務員 共済組合及び全 国市町村職員共 済組合連合会	一の三十八 (略)	一の二 (略)	支援法人
国税収納金整理資金に関する法律（昭和二一）	(略)	(略)	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付、地方公務員等共済組合法第五十三条第一項の短期給付又は同法附則第二十八条の十三第二項の脱退一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	（略）

	四十一 外務省	二十九四十 (略)	十九 地方公務員 共済組合及び全 国市町村職員共 済組合連合会	一の三十八 (略)	一の二 金融庁又 は財務省	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）による同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四十一の三 国家公務員共済組合	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三 (略)	四十四 (略)	四十五 (略)	四十六 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第八項に規定する存続組合又は同法附則第四十八	十九年法律第三十六条号)による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九年法律第三十六条号)による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百二十八号)による同法第五十一条第一項の短期給付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付又は国家公務員共済組合法附則第十三条の十第二項の脱退一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百二十八号)又は国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第一百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付(当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの				

四十一の三 国家公務員共済組合	四十二 国家公務員共済組合連合会	四十三 (略)	四十四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第八項に規定する存続組合又は同法附則第四十八	十九年法律第三十六条号)による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九年法律第三十六条号)による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九年法律第三十六条号)による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九年法律第三十六条号)による同法第九条第一項の国税等の徴収若しくは収納又は同法第十一条第四項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十一条第一項の債権者への支払に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四十七の二 国税	四十四の一 国税	四十五・四十六 (略)	四十五・四十六 (略)	四十七 (略)	四十七 (略)
渡割の賦課徵収又は譲渡割に関する調査() 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）による同法附則第九条の四第一項の譲	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この欄において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徵収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの			条第一項に規定する指定基金

四十七の三 科学省	文部	犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による同法第二条第四項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの)	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)による同法第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による同法第十三条第一項第一号の学資の貸与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による同法第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同法第七条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付、

四十八 事業団	日本私立 学校振興・共済	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定め	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定め	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定め	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定め	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定め	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定め

五十九 独立行政 法人医薬品医療 機器総合機構	五十八 (略) 労働省	五十七の四 厚生	五十七の三 (略)	四十九～五十七の二 (略)
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付、同項第二号イの感染救済給付、同法附則	(略)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七号）による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の十第二項の脱退一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十九 独立行政 法人医薬品医療 機器総合機構	五十八 厚生労働 省	五十七の三 社会 保険診療報酬支 払基金	四十九～五十七の二 (略)	るもの
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付、同項第二号イの感染救済給付、同法附則	薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）による同法第十九条の二第一項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）による同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	

省	六十三	厚生労働	六十四	厚生労働	省	六十三	厚生労働	六十五	厚生労働	省又は独立行政 福祉機構	六十六	(略)	六十七	(略)

第十八条第一項第一号の給付金若しくは同項第二号の追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号の委託を受けて行う事業若しくは同法附則第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による同法第七条第一項の保険給付の支給又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の未払賃金の立替払に関する事務であつて総務省令で定めるもの

省	六十三	厚生労働	六十四	厚生労働	省	六十三	厚生労働	六十五	厚生労働	省	六十六	(略)	六十七	厚生労働

関する事務であつて総務省令で定めるもの

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による同法第七条第一項の業務災害に関する保険給付の支給又は同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十

省	六十九 厚生労働	省	六十八 厚生労働	六十七の二 厚生	障害者雇用支援機構	障害・求職者雇用	行政法人高齢・	労働省又は独立	六十七の二 厚生
六十九 厚生労働	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による同法第十条第一項の失業等給付の	六十九 厚生労働	雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の再就職援助計画の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）による同法第二章第二節の職業紹介等、同法第十九条第一項の障害者職業センターの設置及び運営、同法第四十九条第一項の納付金関係業務若しくは同法第七十三条第一項若しくは第七十四条第一項の納付金関係業務に相当する業務の実施、同法第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金若しくは同法附則第四条第二項の報奨金等の支給又は同法第七十四条の三第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）による同法第二章第二節の職業紹介等、同法第十九条第一項若しくは同法第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）による同法第二章第二節の職業紹介等、同法第十九条第一項若しくは同法第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）による同法第二章第二節の職業紹介等、同法第十九条第一項若しくは同法第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）による同法第二章第二節の職業紹介等、同法第十九条第一項若しくは同法第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

省	六十九 厚生労働	省	六十八 厚生労働	六十九 厚生労働	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による基本手当、高年齢求職者給付金、高年齢雇用
六十九 厚生労働	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による基本手当、高年齢求職者給付金、高年齢雇用	六十九 厚生労働	雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十一の四 市町	厚生労働省 又は独立行政法 人高齢・障害・ 求職者雇用支援 機構	七十 厚生労働省	(略)	もの
		七十一の二 厚生労 働省	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号） による同法第九条第二項の港湾労働者証の 交付に関する事務であつて総務省令で定め るもの	
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	七十一の三 子ど ものための手当 の支給に関する 法律第十七条第一 項の表の第一 号の下欄に規定 する者	七十一の二 厚生 労働省又は独立 行政法人高齢・ 障害・求職者雇 用支援機構	（略）	繼續基本給付金又は高年齢再就職給付金の 支給に関する事務であつて総務省令で定め るもの

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	厚生労働省 又は独立行政法 人高齢・障害・ 求職者雇用支援 機構	七十 厚生労働省	(略)	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安 定事業又は同法第六十三条若しくは第六十 四条の能力開発事業の実施に関する事務で あつて総務省令で定めるもの
		七十一の二 厚生 労働省又は独立 行政法人高齢・ 障害・求職者雇 用支援機構	職業訓練の実施等による特定求職者の就職 の支援に関する法律（平成二十三年法律第 四十七号）による同法第四条第一項の認定 に関する事務であつて総務省令で定めるも の	

省及び日本年金	七十二 厚生労働	七十一の八 厚生 労働省	七十一の七 厚生 労働省	七十一の六 厚生 労働省	七十一の五 独立 行政法人福祉医療機構	会又は都道府県 社会福祉協議会	村社会福祉協議 による同法第二条第二項第七号の生計困難者に対し無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

省及び日本年金	七十二 厚生労働						

				機構
七十二の二 全国	健康保険協会又は健康保険組合	七十二の三 厚生年金機構	労働省及び日本年金機構	二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三の二 国民	健康保険組合	七十三 全国健康保険協会	船員保険法による同法第二十九条の保険給付の支給、同法第百三十七条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法による同法第五十二条若しくは第一百二十七条の保険給付の支給又は同法第一百八十三条の保険料等の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による同法第四条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三の二 国民	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給又は同法第七十六条の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	七十三 全国健康保険協会	船員保険法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	機構並びに全国健康保険協会

				機構並びに全国健康保険協会
			船員保険法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	の被保険者に係る届出又は同法第二十六条第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十六 (略)	七十五 (略)	七十四 厚生労働 省及び日本年金 機構	七十三の三 厚生 労働省及び日本 年金機構
(略)	(略)	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めたるもの

七十六 厚生労働 省及び日本年金	七十五 厚生労働 省及び日本年金 機構	七十四 厚生労働 省及び日本年金 機構	七十三の二 厚生 労働省及び日本 年金機構
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団の	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十七の二～七十 七の五　(略)	七十七の六　国民 年金基金連合会	七十七の二～七十 七の五　(略)	七十七　厚生労働 省及び日本年金 機構
確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の年金である給付若しくは一時金若しくは同法附則第三条第二項の脱退一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第一百三十九条の三の設立の認可又は同法第一百三十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十七の六　国民 年金基金連合会	七十七の二～七十 七の五　(略)	七十七の二～七十 七の五　(略)	七十七　厚生労働 省及び日本年金 機構
確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の規定による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の規定による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の規定による年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十七の七 厚生	七十七の八 石炭	七十七の九 厚生	七十七の九 厚生	七十七の九 厚生
労働省及び日本 業団	鉱業年金基金	労働省及び日本 年金機構	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法 等の特例等に関する法律（平成十九年法律第 百三十五号）による年金である給付又は一 時金の支給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給 に関する法律（平成十六年法律第百六十六 号）による同法第三条第一項の特別障害給 付金の支給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの

		年金機構			
		七十七の十一 厚生労働省及び日	七十七の十二 厚生労働省及び日	七十七の十三 厚生労働省又は日本年金機構	
省	七十八 厚生労働				十九年法律第百十一号)による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による同法第五条の令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第一百三十一号)による同法第二条第八項の条例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法第六条第一項の永住帰国情費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは保険料の納付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九年法律第百十一号)による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

		年金機構			
		七十七の十一 厚生労働省	七十七の十二 厚生労働省	七十七の十三 厚生労働省	
省	七十八 厚生労働				十九年法律第百十一号)による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による年金である給	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第一百三十一号)による同法第二条第八項の条例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)による同法第二条の保険給付遅延特別加算金又は同法第三条の給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による同法第六条第一項の永住帰国情費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは保険料の納付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十九年法律第百十一号)による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七十八の二 厚生	七十八の二 厚生	七十八の三 厚生	七十八の四 厚生	七十八の五 厚生	七十八の六 厚生	七十八の七 厚生	七十八の八 厚生
労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省	労働省
未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第一百六十一号）による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）による同法第九条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による同	援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの	援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの

付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの							

八十三（百六）（略）	八十二 農林漁業 団体職員共済組合	八十一の二 独立行政法人農業者年金基金	八十一の二 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十一（略）	七十九・八十（略）	法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	----------------------	---------------------	--	--	--------	-----------	--------------------------------------

八十三（百六）（略）	八十一 農林漁業 団体職員共済組合	八十一 農林水産省又は経済産業省	八十一 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	----------------------	------------------	------------------	--	--

別表第二（第三十条の十関係）

百九（百二十）（略）	百八（略）	百七の二 地方住宅供給公社	百七（略）
		公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による同法第十五条の公営住宅の管理（同法第四十七条第一項の規定に基づき公営住宅を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わって行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）

別表第二（第三十条の十関係）

百九（百二十）（略）	百八 国土交通省	百七 國土交通省	略
		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十九条若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十の登録又は同法第七十七条の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

				提供を受ける通知 都道府県の区域内 の市町村の市町村 長その他の執行機 関
二 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)	事務

被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

				提供を受ける通知 都道府県の区域内 の市町村の市町村 長その他の執行機 関
二 選 舉 管 理 委 員 會	一 の 二 市 町 村 長	一 の 二 市 町 村 長	一 指 定 都 市 の 長	事務

同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第十八条の二及び第四十九条の規定による投

二の二 市町村長				
四の二 保健所を設置する市の長	四の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二二項（これ	三の二 市町村教育委員会	三 （略）	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 市町村長				
四の二 保健所を設置する市の長	四の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二二項（これ	四 市町村長	三 市町村長	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）による非常勤消防団員に係る損害賠償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

<p>五の二 市町村長</p> <p>五 広島市又は長崎市の長</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>五 広島市又は長崎市の長</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
---------------------	---

相談所を設置す	第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四 指定都市 若しくは中核市 (地方自治法第 二百五十二条の 二十二第一項に 規定する中核市 をいう。以下同 じ。) 又は児童 相談所を設置す	五の三 市長又は 社会福祉法に規 定する福祉に関 する事務所(以 下「福祉事務所 」という。)を 管理する町村の 長

る市（以下「児童相談所設置市」という。）の長

理する町村の長	五の八 市長又は福祉事務所を管	五の七 市町村長	五の六 市町村長 その他の市町村の執行機関	五の五 市長又は 福祉事務所を管理する町村の長
事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び寡婦福祉法による同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百一十九号）による同法第十七条又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	子どものための手当の支給に関する法律による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の子どものための手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の九 又は中核市の長	指定都市	母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）又は同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十 市町村長	市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十一 市長又 は福祉事務所を 管理する町村の 長	五の十二 町村の 長	生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第二十四条第六項の
--	------------------	---	---------------------

長（福祉事務所 を管理する町村 の長を除く。）	五の十三 市町村	五の十四 市町村	五の十五 市又は中核市 の長	長（ の長を除く。）
申請の経由に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号 ）による同法第二条の救助又は同法第二十 九条の扶助金の支給に関する事務のうち、 同法第三十条第一項の規定により市町村長 が行うこととされたものに関する事務であ つて総務省令で定めるもの	一 身体障害者福祉法による同法第十八条 の障害福祉サービスの提供、障害者支援 施設等への入所等の措置又は同法第三十 八条第一項の費用の徴収に関する事務で あつて総務省令で定めるもの 二 身体障害者福祉法による同法第十五条 第四項の身体障害者手帳の交付に関する 事務のうち、同条第十項の規定に基づく 政令により市町村長が行うこととされた ものに関する事務であつて総務省令で定 めるもの	身体障害者福祉法による同法第十五条第四 項の身体障害者手帳の交付に関する事務の うち、同法第四十三条の二の規定により指 定都市又は中核市の長が行うこととされた ものに関する事務であつて総務省令で定め るもの	

五の十六 市の長	指定都	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第二百二十三号)による 同法第二十七条第一項若しくは第二項の診 察、同法第二十九条第一項若しくは第二十 九条の二第一項の入院措置、同法第三十一 条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退 院等の請求又は同法第四十五条第二項の精 神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 のうち、同法第五十一条の十二第一項の規 定により指定都市の長が行うこととされた ものに関する事務であつて総務省令で定め るもの		
五の十七 市長 長(指定都市の 長を除く。)	市町村	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 による同法第四十五条第二項の精神障害者 保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、 同条第六項の規定に基づく政令により市町 村長が行うこととされているものに関する 事務であつて総務省令で定めるもの		

					管理する町村の 長
五の二十三 市町 村長	五の二十一 市町 村長	五の二十一 市町 村長	五の二十 市町村 長	五の二十 市町村 長	は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三 号）による同法第十条の四若しくは第十一 五の二十三 市町	五の二十二 指定 都市若しくは中 核市又は児童相 談所設置市の長	障害者自立支援法による同法第六条の自立 支援給付の支給又は同法第七十八条の地域 生活支援事業の実施に関する事務のうち、 同法第一百六条の規定により指定都市若しく は中核市又は児童相談所設置市の長が行う こととされたものに関する事務であつて総 務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に よる同法第三条第一項の特別児童扶養手当 の支給に関する事務のうち、同法第三十八 条の規定により市町村長が行うこととされ たものに関する事務であつて総務省令で定 めるもの	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二 十三号）による同法第六条の自立支援給付 の支給又は同法第七十七条の地域生活支援 事業の実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	障害者自立支援法による同法第六条の自立 支援給付の支給又は同法第七十八条の地域 生活支援事業の実施に関する事務のうち、 同法第一百六条の規定により指定都市若しく は中核市又は児童相談所設置市の長が行う こととされたものに関する事務であつて総 務省令で定めるもの

五の二十四 市町	村長	五の二十五 市町	村長	五の二十六 市町
五の二十七 市長	五の二十六 市長	五の二十七 市長	五の二十六 市長	五の二十七 市長

条の措置又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給又は同法第一百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給又は同法第七十六条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給又は同法第一百四条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又是中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による

				所を管理する町 村の長を除く。 ～
村長	五の二十九 市町	五の三十 市町村	長	五の三十一 市町
村長	五の三十二 市町	五の三十一 市町	長	五の三十一 市町

同法第十四条第四項の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十四条第六項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第十一条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に基する事務のうち、同法第十五条の規定による同法第三条の特別弔慰金の支給に基する事務のうち、同法第十五条の規定に基

八の二 市町村長	八 市町村長	六～七の二 (略)	五の三十四 村長	五の三十三 市長	づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家	公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

	八 市町村長	六～七の二 (略)			
	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるも	(略)			

四 （略）	二・三 (略)	一 （略）	一 （略）	一 都道府県知事	提供を受ける通知 都道府県以外の都 道府県の都道府県 知事その他の執行 機関	別表第三（第三十条の十一関係）

九 指定都市又は
中核市の長

（略）

は収入超過者に対する措置に関する事務で
あつて総務省令で定めるもの

四 都道府県知事	二・三 (略)	一 都道府県知事	一 （略）	特定非営利活動促進法による同法第十条第 一項の認証、同法第二十三条第二項の届出 又は同法第三十四条第三項の認証に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	提供を受ける通知 都道府県以外の都 道府県の都道府県 知事その他の執行 機関	別表第三（第三十条の十一関係）
恩給法（他の法律において準用する場合を 含む。）による年金である給付の支給に關 する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）					

九 指定都市又は
地方自治法第二
百五十二条の二
十二第一項の中
核市の長

（略）

				四の二 都道府県 知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
			四の三 都道府県 知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
		五の二 都道府県 教育委員会	五 （略）	（略）	（略）
の	五の四 都道府県 知事又は都道府 県教育委員会	五の三 都道府県 教育委員会		五 都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の五 都道府県	知事	五の六 都道府県	五の六 都道府県
			<p>予防接種法による同法第六条第一項又は第二項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるも</p>

六 都道府県知事	
	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

六の二 都道府県 知事	六の三 都道府県 知事	七 (略)	七 (略)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 による同法第十八条第一項の一般疾病医療 費の支給に関する事務のうち、同法第五十 一条の規定により都道府県知事が行うこと とされたものに関する事務であつて総務省 令で定めるもの

七の二 都道府県 知事	七 都道府県知事			職業能力開発促進法による職業訓練指導員 の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技 能検定試験の実施その他技能検定に関する 業務（同法第四十六条第二項の政令で定め るものに限る。）の実施に関する事務であ つて総務省令で定めるもの

七の六 都道府県	七の五 都道府県 知事その他の都道府県の執行機関	七の四 都道府県 知事	七の三 都道府県 知事	常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務	子どものための手当の支給に関する法律による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の子どもそのための手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の十一 都道府 県知事	七の十 都道府県 知事	七の九 都道府県 知事	七の八 都道府県 知事	七の七 都道府県 知事	であつて総務省令で定めるもの
(昭和六十年法律第三十四号)による同法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律	身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保険に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の十二 県知事	都道府	七の十三 県知事	都道府	附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
七の十五 県知事	都道府	七の十四 県知事	都道府	障害者自立支援法による同法第六条の自立 支援給付の支給又は同法第七十八条の地域 生活支援事業の実施に関する事務であつて 総務省令で定めるもの
七の十六 未帰還者留守家族等援護法による同法第五 条第一項の留守家族手当、同法第十五条の 帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、 同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同 法第二十六条の障害一時金の支給に関する 事務	都道府	七の十七 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第 五条の援護に関する事務のうち、同法第五 十条第一項の規定又は同法第五十一条の規 定に基づく政令により都道府県知事が行う こととされたものに関する事務であつて総 務省令で定めるもの	七の十八 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第 五条の援護に関する事務のうち、同法第五 十条第一項の規定又は同法第五十一条の規 定に基づく政令により都道府県知事が行う こととされたものに関する事務であつて総 務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律による 同法第十四条第一項若しくは第三項の支援 給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 する法律の一部を改正する法律（平成十九 年法律第二百二十七号）による同法附則第四 条第一項の支援給付の支給に関する事務であ つて総務省令で定めるもの

七の十九 県知事	都道府	七の十八 都道府	七の十七 都道府	七の十六 都道府
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに

七の二十 県知事	都道府	八(一)十一 (略)	十二 都道府県知 事	八(一)十一 (略)
二十三 都道府県 知事	十三(一)二十二 (略)	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の 実施の確保等に関する法律による同法第九 条第一項の登録、同法第十二条第一項の更 新又は同法第十三条第一項の届出に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の 実施の確保等に関する法律による同法第九 条第一項、第二十五条第一項若しくは第二 十九条第一項の登録、同法第十二条第一項 (同法第二十八条及び第三十三条第一項に おいて準用する場合を含む。)の更新又は 同法第十三条第一項(同法第二十八条及び 第三十三条第一項において準用する場合を 含む。)の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 による同法第三条第一項の特別給付金の支 給に関する事務のうち、同法第十五条の規 定又は同法第十六条の規定に基づく政令に より都道府県知事が行うこととされたもの に関する事務であつて総務省令で定めるも の

二十三 都道府県 知事	十三(一)二十二 (略)	十二 都道府県知 事	八(一)十一 (略)	
二十三 都道府県 の管理に あるもの	公営住宅法による同法第十五条の公営住 宅の管理に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	公営住宅法による同法第十六条第一項の家 賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格 の確認に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	公営住宅法による同法第十六条第一項の家 賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格 の確認に関する事務のうち、同法第十五条の規 定又は同法第十六条の規定に基づく政令に より都道府県知事が行うこととされたもの に関する事務であつて総務省令で定めるも の	

府県知事	都道
二十三の二	二十四～二十八 （略）
一の三 （略）	一の二 （略）
（略）	（略）

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知	都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長	その他の執行機関	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	事務
----------	--------------------------	----------	--	----

住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの

府県知事	都道
二十三の二	二十四～二十八 （略）
一の二 市町村長	一 指定都市の長
同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村に省令で定めるもの	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知	都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長	その他の執行機関	事務
----------	--------------------------	----------	----

一の四 市町村長	二 (略)	（略）	二 市町村長	おいて当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三の二 保健所を設置する市の長	二の二 市町村教育委員会	三 市町村長	二 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三の二 保健所を設置する市の長	二の二 市町村教育委員会	三 市町村長	二 市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二 市町村長	<p>四 広島市又は長崎市の長</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一条の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第二十九条第一項の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>おいて準用する場合を含む。）若しくは第 四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
二十八 第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十二条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十二条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、	<p>四 広島市又は長崎市の長</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第二十九条第一項の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>おいて準用する場合を含む。）若しくは第 四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

四の二 市町村長	<p>四 広島市又は長崎市の長</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第二十九条第一項の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>おいて準用する場合を含む。）若しくは第 四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-------------	---	--

の認定、同条第二項、第三項若しくは第七	常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力	業の実施、同法第三十三条の六第一項の日	常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力	同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の三 市長又は 福祉事務所を管 理する町村の長	四の四 指定都市 若しくは中核市 又は児童相談所	四の四 指定都市 若しくは中核市 又は児童相談所	四の三 市長又は 福祉事務所を管 理する町村の長	同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の十 市町村長				ととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
				母子保健法による同法第十条の保健指導、同法第十一條、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
				生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十一 市長又は福祉事務所を管理する町村の長	四の十二 町村の長（福祉事務所を管理する町村の長を除く。）	四の十三 市町村長		生活保護法による同法第二十四条第六項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
				災害救助法による同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第三十条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

一　身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十一条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二　身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	三　身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十六　市長 市指定都	四の十五　市長 市又は中核市の長 指定都	四の十五　市長 市又は中核市の長 指定都

四の十七 市町村 長（指定都市の 長を除く。）	四の十八 市町村 長	四の十九 市長又 は福祉事務所を 管理する町村の 長	四の二十 市町村 長	されたものに関する事務であつて総務省令 で定めるもの
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 による同法第四十五条第二項の精神障害者 保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、 同条第六項の規定に基づく政令により市町 村長が行うこととされているものに関する 事務であつて総務省令で定めるもの	知的障害者福祉法による同法第十五条の四 の障害福祉サービスの提供、同法第十六条 第一項第二号の障害者支援施設等への入所 等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収 に関する事務であつて総務省令で定めるも の	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に よる同法第十七条の障害児福祉手当若しく は同法第二十六条の二の特別障害者手当の 支給又は国民年金法等の一部を改正する法 律（昭和六十一年法律第三十四号）による同 法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるも の	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に よる同法第三条第一項の特別児童扶養手当 の支給に関する事務のうち、同法第三十八 条の規定により市町村長が行うこととされ	

四の二十六 市町	四の二十五 市町	村長	四の二十四 市町	村長	四の二十三 市町	村長	四の二十二 指定	四の二十一 市町
高齢者の医療の確保に関する法律による同 定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の保険給 付の支給又は同法第七十六条第一項の保 料の徴収に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	介護保険法による同法第十八条の保険給付 の支給又は同法第一百二十九条第一項の保 料の徴収に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	老人福祉法による同法第十条の四若しくは 第十二条の措置又は同法第二十八条第一項 の費用の徴収に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	障害者自立支援法による同法第六条の自立 支援給付の支給又は同法第七十八条の地域 生活支援事業の実施に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	障害者自立支援法による同法第六条の自立 支援給付の支給又は同法第七十七条の地域 生活支援事業の実施に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	たものに関する事務であつて総務省令で定 めるもの		

				村長
四の二十七 又は福祉事務所 を管理する町村 の長	市長	四の二十八 の長（福祉事務 所を管理する町 村の長を除く。）	町村	<p>法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給 又は同法第百四条第一項の保険料の徴収に 関する事務であつて総務省令で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律による 同法第十四条第一項若しくは第三項の支援 給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に する法律の改正する法律（平成十九 年法律第二百二十七号）による同法附則第四 条第一項の支援給付の支給に関する事務で あつて総務省令で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律による 同法第十四条第四項の規定によりその例に よることとされた生活保護法第二十四条第 六項の申請の経由に関する事務であつて総 務省令で定めるもの</p>
四の二十九 村長	市町	四の二十九 の長（福祉事務 所を管理する町 村の長を除く。）	町村	<p>中國殘留邦人等の円滑な帰国の促進及び 住帰国後の自立の支援に関する法律による 同法第十三条第二項若しくは第四項の保 險料の納付又は同条第三項の一時金の支給に 関する事務のうち、同条第五項の規定に基 づく政令により市町村長が行うこととさ れたものに関する事務であつて総務省令で定 めるもの</p>

四の三十一 市町村	四の三十一 市町	四の三十一 市町	四の三十一 市町	四の三十一 市町
村長	村長	村長	村長	村長
四の三十二 市町	四の三十二 市町	四の三十二 市町	四の三十二 市町	四の三十二 市町
四の三十四 市町	四の三十四 市町	四の三十四 市町	四の三十四 市町	四の三十四 市町
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の二 （略）	別表第五（第三十条の十五関係）	七 市町村長	五・六の二 （略）	定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
一 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの		七 市町村長	（略）	公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		七の二 市町村長		住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	八 指定都市又は中核市の長	（略）		公営住宅法による同法第六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九・十 （略）				

一 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第一	別表第五（第三十条の十五関係）	七 市町村長	五・六の二 （略）	公営住宅法による同法第六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		七の二 市町村長		住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	八 指定都市又は中核市の長	（略）		公営住宅法による同法第六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九・十 （略）				

十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二〇三 (略)

四 (略)

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施
、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十条第一項の記載事項の訂正、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

金の支給に関する法律による同法第七条第一項の就学支援金の支給に
に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の三 予防接種法による同法第六条第一項又は第二項の予防接種の
実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に
による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは
第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含
む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若し
くは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第
一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に
する事務であつて総務省令で定めるもの

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三
項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八
条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又
は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の
特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二
十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、
同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給
に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八
条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十
一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事
務

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条
第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第
二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健
康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の
介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて
総務省令で定めるもの

務であつて総務省令で定めるもの

七の三 雇用対策法による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 (略)

八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に

九 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童

関する事務であつて総務省令で定めるもの

扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の二 子どものための手当の支給に関する法律による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の子どもための手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の三 母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の六 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、

同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の二 障害者自立支援法による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百二十七号）による同法附則第四条第一項の支援給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の四 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十条第一項の規定又は同法第五十一条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の五 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の七 戰傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の九 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条
第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一～十五

十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項の登録、同法第十二条第一項の更新又は同法第十三条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第十二条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七～二十七（略）

二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八 公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八の二 住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 建築士法による同法第四条第二項若しくは第三項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二・三十三 (略)

別表第六 (第三十条の十五関係)

提供を受ける都道府県知事以外の都道府県の執行機関	事務
一 都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 都道府県教育委員会	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第七条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるも

三十一 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の経由又は建築士事務所の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二・三十三 (略)

四 都道府県知事
以外の都道府県
の執行機関

子どものための手当の支給に関する法律による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の子どもそのための手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（総務省への住民票コードの提供）	（新設）
<p><u>第三十条の九の二</u> 機構は、総務省から番号利用法第十九条の規定による事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存本人情報を利用することができる。</p> <p>2 機構は、前項の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。</p>	

（報告書の公表）

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九及び第三十条の九の二の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（報告書の公表）

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報等の提供に関する手数料）

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九又は第三十条の九の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは

第三十条の二十三 機構は、第三十条の九に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から、総務大臣の認可を受け

法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

第三十条の二十五 (略)

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項若しくは第四項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(受領者等による本人確認情報等の安全確保)

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けた総務省（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード（以下「受領した本人確認情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、受領者は、受領した本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本人確認情報の提供及び利用の制限)

第三十条の二十五 (略)

2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項若しくは第四項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

(受領者等による本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十八 第三十条の九から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報（以下「受領した本人確認情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、受領者は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

第三十条の二十九 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報等（本人確認情報又は住民票コードをいう。次条第二項及び第三項において同じ。）の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報等を利用し、又は提供するものとし、当該行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報等を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報等の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十 (略)

2 第三十条の九又は第三十条の九の二の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国機関の職員若しくは職員若しくはこれら職にあつた者又は総務省の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の二十九 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十 (略)

2 第三十条の九の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領した本人確認情報等に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の三十一 受領者の委託を受けて行う受領した本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 (略)

2・3 (略)

4 総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2・5 (略)

(受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 (略)

2・3 (新設)

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2・5 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）

第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条（商号の登記の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する

（相互会社の登記についての会社法及び商業登記法の準用）

第六十七条 会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）（総則）の規定並びに商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十一条（営業又は事業の譲渡の際の免責の登記）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第四十四条（商号の登記の通則）、第四十七条第一項及び第三項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）並びに第百三十二条から第百四十八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する

の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第四十六条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会」と、同法第三百九十九条第一項（同法第三百九十九条第五項において準用する場合は「保険業法第四百九十九条第五項において準用する会社法第三百九十九条第一項」）とあるのは「保険業法第五十三条の十六若しくは第百八十二条の十五において準用する会社法第三百七十二条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第四百六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第四項」と、同法第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第二百六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録

法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）」とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」と、同法第三百九十九条第一項（同法第三百九十九条第五項において準用する場合は「保険業法第四百九十九条第五項において準用する会社法第三百九十九条第一項」）と、同条第三項中「会社法第三百九十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十二条（同法第四百九十九条第五項において準用する場合は「保険業法第五十三条の十六若しくは第百八十二条の十五において準用する会社法第三百七十二条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第四項中「会社法第四百六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十第四項」と、同法第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（商業登記法の準用）

第二百六条 商業登記法第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措

の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者の申請主義、嘱託による登記)、第十七条第一項、第二項及び第四項(登記申請の方式)、第十八条から第十九条の三まで(申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十条第一項及び第二項(印鑑の提出)、第二十一条から第二十三条の二まで(受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認)、第二十四条(第十一号及び第十二号を除く。)(申請の却下)、第二十五条から第二十七条まで(提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第三十三条(商号の登記の抹消)、第四十四条、第四十五条(会社の支配人の登記)、第五十一条、第五十二条(本店移転の登記)、第一百二十八条(申請人)、第一百二十九条(外国会社の登記)、第一百三十一条第一項及び第三項(変更の登記)並びに第一百三十二条から第一百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」と、同法第一百二十九条第一項中「会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同条第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第一百三十一条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と

置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記)、第十七条第一項、第二項及び第四項(登記申請の方式)、第十八条から第十九条の二まで(申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録)、第二十条第一項及び第二項(印鑑の提出)、第二十一条から第二十三条の二まで(受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認)、第二十四条(第十一号及び第十二号を除く。)(申請の却下)、第二十五条から第二十七条まで(提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)、第三十三条(商号の登記の抹消)、第四十四条、第四十五条(会社の支配人の登記)、第五十二条、第五十二条(本店移転の登記)、第一百二十八条(申請人)、第一百二十九条(外国会社の登記)、第一百三十条第一項及び第三項(変更の登記)並びに第一百三十二条から第一百四十八条まで(更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する登記について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十二条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」と、同法第一百一十九条第一項中「会社法第九百三十三条第一項の規定による外国会社」とあるのは「外国相互会社の事務所の設置」と、同条第三項中「日本における代表者を定めた旨又は日本に営業所」とあるのは「日本国内に事務所」と、同法第一百三十条第三項中「前二項の登記の」とあるのは「第一項の登記の」と、「既に前二項」とあるのは「既に

、「既に前二項」とあるのは「既に同項」と、「前二項」とあるのは「、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

同項」と、「前二項」とあるのは「、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。）に本人の名義で開設され、又は設定されている預金若しくは貯金の口座又は勘定で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号、次条及び第五条において同じ。）又は同法第二条第十四項に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。次条において同じ。）を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所）を確認しているものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一～五 （同上）</p> <p>六 本人口座 金融機関の営業所又は事務所（国内にあるものに限る。以下「営業所等」という。）に本人の名義で開設され、又は設定されている預金若しくは貯金の口座又は勘定で、当該金融機関の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所）を確認しているものをいう。</p>
<p>（国外送金等をする者の告知書の提出等）</p> <p>第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法（</p>	<p>（国外送金等をする者の告知書の提出等）</p> <p>第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法（</p>

昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人、銀行、金融商品取引業者その他の政令で定めるもの(次条第一項において「公共法人等」という。)を除く。)は、その国外送金又は国外からの送金等の受領(以下「国外送金等」という。)がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引又は買取り(前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。)に係る金融機関の営業所等(以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。)の長に対し(当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長(以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。)を経由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に対し)提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等の長(取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を経由して当該告知書の提出をする場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長。以下この項において同じ。)にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。)及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとす

昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる法人、銀行、金融商品取引業者その他の政令で定めるもの(次条第一項において「公共法人等」という。)を除く。)は、その国外送金又は国外からの送金等の受領(以下「国外送金等」という。)がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引又は買取り(前条第五号に規定する買取りをいう。以下この項において同じ。)に係る金融機関の営業所等(以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。)の長に対し(当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長(以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。)を経由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に対し)提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等の長(取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を経由して当該告知書の提出をする場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長。以下この項において同じ。)にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとす。

て同じ。)を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 国外送金をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の財務省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする場合 その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項

2・4 (略)

(国外財産調書の提出)

第五条 居住者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。)は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名、住所又は居所及び個人番号並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」という。)を、その年の翌年の三月十五日までに、次の各に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同項第四十二条に規定する出国をする出国をしたときは、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

一 国外送金をする場合 その者の氏名又は名称及び住所、当該国外送金の原因となる取引又は行為の内容(次条第一項第一号において「送金原因」という。)その他の財務省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領をする場合 その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項

2・4 (同上)

(国外財産調書の提出)

第五条 居住者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。)は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名及び住所又は居所並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「国外財産調書」という。)を、その年の翌年の三月十五日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同項第四十二条に規定する出国をしたときは、この限りでない。

一・二 (同上)

2・3 (同上)

○ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係）</p> <p>一〇八十四（略）</p> <p>八十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第六十二条（特定個人情報ファイルの提供）、第六十三条（個人番号の提供及び盜用）又は第六十五条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係）</p> <p>一〇八十四（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（主務省令）

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人番号情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人番号情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

現 行

（主務省令）

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

別表（第七条関係）

（略）

住民基本台帳法（昭和四十年法律第八十一号）

（略）

第二十二条第一項、第三条

（略）

第二十三条、第二十
四条（第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適

（略）

別表（第七条関係）

（略）

住民基本台帳法（昭和四十年法律第八十一号）

（略）

第二十二条第一項、第三条

（略）

第二十三条、第二十
四条（第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適

（略）

第三条

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（異動等失効情報の記録）	（異動等失効情報の記録）
<p>第十二条 都道府県知事は、利用者について、住民基本台帳法第三十条の十五第三項に規定する通知があつたときは、直ちに、当該通知に係る利用者に発行した電子証明書の発行の番号、当該通知があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>第十二条 都道府県知事は、利用者について、住民基本台帳法第三十条の八第三項に規定する通知があつたときは、直ちに、当該通知に係る利用者に発行した電子証明書の発行の番号、当該通知があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。</p>
（指定認証機関への異動等失効情報の通知）	（指定認証機関への異動等失効情報の通知）
<p>第三十五条 削除</p> <p>第三十五条 委任都道府県知事（住民基本台帳法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。次項において同じ。）は、同法第三十条の八第三項に規定する通知があつたときは、速やかに当該通知に係る異動等失効情報を指定認証機関に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定認証機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。</p>	<p>第三十五条 委任都道府県知事（住民基本台帳法第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。次項において同じ。）は、同法第三十条の八第三項に規定する通知があつたときは、速やかに当該通知に係る異動等失効情報を指定認証機関に通知するものとする。</p>

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
		目次	目次
	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
	第二章 認証業務	第二章 認証業務	第二章 認証業務
	第一節 署名認証業務	第一節 署名認証業務	第一節 署名認証業務
	第一款 署名用電子証明書（第三条—第十六条）	第一款 署名用電子証明書（第三条—第十六条）	第一款 署名用電子証明書（第三条—第十六条）
	第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第二十一条）	第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第二十一条）	第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第二十一条）
	第二節 利用者証明認証業務	第二節 利用者証明認証業務	第二節 利用者証明認証業務
	第一款 利用者証明用電子証明書（第二十二条—第三十五条）	第一款 利用者証明用電子証明書（第二十二条—第三十五条）	第一款 利用者証明用電子証明書（第二十二条—第三十五条）
	第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の効情報等の提供（第三十六条—第三十八条）	第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の効情報等の提供（第三十六条—第三十八条）	第二款 利用者証明検証者等に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第十七条—第十九条の三）
	第三節 認証事務管理規程等（第三十九条—第四十三条）	第三節 認証事務管理規程等（第三十九条—第四十三条）	第三節 認証事務管理規程等（第三十九条—第四十三条）
	第三章 認証業務情報等の保護（第四十四条—第六十四条） (削除)	第三章 認証業務情報等の保護（第二十条—第三十三条）	第三章 認証業務情報等の保護（第二十条—第三十三条）
	第四章 雜則（第六十五条—第七十二条）	第四章 指定認証機関（第三十四条—第五十四条）	第四章 指定認証機関（第三十四条—第五十四条）
	第五章 罰則（第七十三条—第七十九条）	第五章 雜則（第五十五条—第六十条）	第五章 雜則（第五十五条—第六十条）
	第六章 罰則（第六十一条—第六十六条）	第六章 罰則（第六十一条—第六十六条）	第六章 罚則（第六十一条—第六十六条）
附則			

(目的)

第一条 この法律は、電子署名及び電子利用者証明に係る地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名及び電子利用者証明の円滑な利用の促進を図り、もって住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

2 この法律において「電子利用者証明」とは、電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置で、当該措置を行つた者が機構が当該措置を行うことができるとした者と同一の者であることを証明するものであつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

3 この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

4 この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子署名を行うために用いる符号（以下「署名利用者符号」と総

(目的)

第一条 この法律は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する制度その他必要な事項を定めることにより、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の促進を図り、もって住民の利便性の向上並びに国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

2 この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「利用者」という。）、第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う利用者署名検証符号（当該利用者が電子署名を行うために用いる符号（以下「利用者署名符号」という。）と総

いう。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子署名が当該署名利用者符号を用いて行われたものであることを確認するため用いられるものをいう。以下同じ。）が当該署名利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

5 | この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うために用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子利用者証明が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

第二章 認証業務

第一節 署名認証業務

第一款 署名用電子証明書

（署名用電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子署名が当該利用者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該利用者に係るものであることの証明に関する業務をいう。

第二章 認証業務

第一節 電子証明書

（電子証明書の発行）

第三条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事に対し、自己に係る電子証明書（利用者署名検証符号が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

2 (略)

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「署名利用者確認」という。）をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二号）第五十六条第一項に規定する個人番号カードをいう。第二十二条第四項において同じ。）その他の総務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するものとする。

5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

2 (略)

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者確認」という。）をするものとし、利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長により利用者確認を受けた申請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて、総務省令で定める基準により、利用者署名符号及びこれと対応する利用者署名検証符号を作成し、これらを住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該利用者署名検証符号を住所地市町村長に通知するものとする。

5 住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、利用者確認をした申請者に係る申請書の内容及び利用者署名検証符号を都道府県知事に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県知事が電子署名を行った当該申請に係る電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものと

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(署名利用者符号の適切な管理)

第四条 署名利用者は、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(署名用電子証明書の有効期間)

第五条 署名用電子証明書の有効期間は、総務省令で定める。

(署名用電子証明書の二重発行の禁止)

第六条 署名利用者は、当該署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて署名用電子証明書の発行を受けることができない。

(署名用電子証明書の記録事項)

する。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である都道府県知事又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

(利用者署名符号の適切な管理)

第四条 利用者は、総務省令で定めるところにより、当該利用者に係る利用者署名符号の漏えい、滅失及びき損の防止その他利用者署名符号の適切な管理を行わなければならない。

(電子証明書の有効期間)

第五条 電子証明書の有効期間は、当該電子証明書の発行の日から起算して三年とする。

(電子証明書の二重発行の禁止)

第六条 利用者は、当該利用者に係る電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて電子証明書の発行を受けることができない。

(電子証明書の記録事項)

第七条 署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

る。

一 署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に関する事項で総務省令で定めるもの

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）

四 （略）

（署名用電子証明書発行記録の記録）

第八条 機構は、署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該署名用電子証明書（当該署名用電子証明書について機構が行つた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第九条 署名利用者は、機構に対し、当該署名利用者に係る署名用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請

第七条 電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に関する事項で総務省令で定めるもの

三 利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）

四 （略）

（発行記録の記録）

第八条 電子証明書を発行した都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該電子証明書（当該電子証明書について当該都道府県知事が行つた電子署名に係る電磁的記録を含む。以下「発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（電子証明書の失効を求める旨の申請）

第九条 利用者は、当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事に対し、当該電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請

について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 署名利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

4 第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条の規定は、適用しない。

（署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出）

第十条 署名利用者は、当該署名利用者の署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した第三条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

について準用する。この場合において、同条第五項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知」とあるのは「申請書の内容の通知」と、「住所地市町村長又は都道府県知事」とあるのは「住所地市町村長」と、「都道府県知事又は住所地市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者は、同条第四項の規定により作成した利用者署名符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならぬ。

4 第一項の規定による申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条の規定は、適用しない。

（利用者署名符号の漏えい等があつた旨の届出）

第十条 利用者は、第三条第四項の規定により作成した利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき、又は当該利用者署名符号を記録した同項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、住所地市町村長を経由して、速やかに当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条

第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号」の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

第十一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る署名用電子証明書の発行の番号、第九条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名利用者異動等失効情報の記録)

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請をしようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者署名検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号」の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は都道府県知事」とあるのは「住所地市町村長」と、「都道府県知事又は住所地市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(失効申請等情報の記録)

第十一条 第九条第一項の規定による申請又は前条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該申請又は届出に係る電子証明書の発行の番号、第九条第一項の規定による申請があつた旨又は前条第一項の規定による届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「失効申請等情報」といいう。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(異動等失効情報の記録)

第十二条 都道府県知事は、利用者について、住民基本台帳法第三十

本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。）によつて署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該署名利用者に発行した署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつたこと。
- 二 当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと。

（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、署名用電子証明書に記録された事項について、当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知つたときは、直ちに、当該署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保

条の十五第三項に規定する通知があつたときは、直ちに、当該通知に係る利用者に発行した電子証明書の発行の番号、当該通知があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 都道府県知事は、前条に定めるもののほか、当該都道府県知事が発行した電子証明書に記録された事項について、当該電子証明書に係る利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「記録誤り等」という。）があることを知つたときは、直ちに、当該記録誤り等があつた電子証明書の発行の番号、記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保

存しなければならない。

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十四条 機構は、署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号（機構が署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(署名用電子証明書の失効)

第十五条 署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第十二条の規定により署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第十二条の規定により署名利用者異動等失効情報を記録したとき。
- 三 機構が第十三条の規定により署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により署名用電子証明書発行者署名符号の漏

(発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十四条 都道府県知事は、当該都道府県知事が発行した電子証明書に係る発行者署名符号（当該電子証明書を発行した都道府県知事が当該電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該発行者署名符号を用いて電子署名を行った電子証明書の発行の番号、発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(電子証明書の失効)

第十五条 電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 都道府県知事が第十二条の規定により失効申請等情報を記録したとき。
- 二 都道府県知事が第十二条の規定により異動等失効情報を記録したとき。
- 三 都道府県知事が第十三条の規定により記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 四 都道府県知事が前条の規定により発行者署名符号の漏えい等に

えい等に係る情報を記録したとき。

五 署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により署名用電子証明書の効力が失われたときは、署名用電子証明書記録誤り等があつた署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第十六条 機構は、総務省令で定めるところにより、署名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている署名用電子証明書失効情報）（第十一条の規定により保存する署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それらの集合物であつて、それらの署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを作成し、これを用いて検索することができるよう体系的に構成したものを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

係る情報を記録したとき。

五 電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、記録誤り等があつた電子証明書の発行を受けた利用者に対し、速やかに当該電子証明書に記録誤り等があつた旨及び当該電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第四号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(失効情報ファイルの作成等)

第十六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、失効情報ファイル（一定の時点において保存されている失効情報（第十一条の規定により保存する失効申請等情報、第十二条の規定により保存する失効申請等失効情報、第十三条の規定により保存する記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それらの失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものを作成し、これを定期的に作成し、これを用いて検索することができるよう体系的に構成したものを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二節 署名検証者等に対する失効情報等の提供

(署名検証者等に係る届出等)

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行つたことを確認するため、機構に對して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）
二～五 （略）
六 前各号に掲げる者以外の者であつて、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行つたことを行つたこと又は利用者証明利用者が行つた電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるものとして総務大臣が認定するもの

2 前項第五号又は第六号の認定（次項において「認定」という。）は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期

(都道府県知事への届出等)

第十七条 次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行つたことを確認するため、都道府県知事に對して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（第四号及び第五号に掲げる者にあっては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあっては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等（以下「行政機関等」という。）及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、当該都道府県知事に對し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等

二～五 （略）
六 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

2 前項第五号の認定（次項において「認定」という。）は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期

ば、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者が第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなつたとき又は同項第六号に規定する確認を同号の政令で定める基準に適合して行なうことができなくなつたと認められるとき。

二 認定を受けた者が第十九条、第五十条第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）又は情報の入力又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。）の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

七 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

八 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用

間の経過によって、その効力を失う。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者が第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 認定を受けた者が第十九条、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。）の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第二十五条第一項に規定する受領した失効

電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

九 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

十 認定を受けた者の委託を受けて行う第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十一 認定を受けた者の委託を受けて行う第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

4 第一項の届出を受けた機関及び当該届出をした者（以下「署名検証者」という。）は、機関が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

5 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第二十条第一項の規定による回答をするため、機関に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（第一号に掲げる団体にあっては当該団体に所属する者が

情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第二項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条第一項の規定に違反したとき。

4 第一項の届出を受けた都道府県知事及び当該届出をした者（以下「署名検証者」という。）は、当該都道府県知事が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

5 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第十九条の二第一項の規定による回答をするため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合（第一号に掲げる団体にあっては当該団体に所属する者が

該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあつては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、機構に對し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第二十条第一項の規定による回答を受ける者（以下「署名確認者」という。）の範囲の届出をしなければならない。

一・二（略）

6 第四項の規定は、前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者（以下「団体署名検証者」という。）について準用する。

（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等）

第十八条 機構は、次条第一項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあつたときは、政令で定めるところにより速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない署名用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル（第十六条の規定による保存期間が経過していない署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区

法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあつては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）には、あらかじめ、当該都道府県知事に對し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第九条の二第一項の規定による回答を受ける者（以下「署名確認者」という。）の範囲の届出をしなければならない。

一・二（略）

6 第四項の規定は、前項の届出を受けた都道府県知事及び当該届出をした者（以下「団体署名検証者」という。）について準用する。

（署名検証者等に対する失効情報の提供等）

第十八条 都道府県知事は、次条第一項又は第十九条の二第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2 都道府県知事は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る失効情報ファイル（第十六条の規定による保存期間が経過していない失効情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号

二 署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する利用者証明用電子証明書の発行の番号

4 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前三項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条、第二十条第一項若しくは第三項、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第三項までの規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

四 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しく

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条、第十九条の二第一項若しくは第三項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第一項の規定に違反したとき。

四 署名検証者等から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若し

はその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

五 署名検証者等の委託を受けて行う第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

六 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第三項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止されたとき。

五 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項又は第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 署名確認者が第二十一条、第五十条第三項又は第五十二条第四項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 署名確認者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十四条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 署名確認者から第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又

くは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第二項の規定に違反したとき。

五 署名検証者等の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条第一項の規定に違反したとき。

四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項及び第二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 署名確認者が第十九条の三、第二十五条第三項又は第二十六条第三項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 署名確認者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 署名確認者から第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又

はこれらの者であつた者が第五十四条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

五 署名確認者の委託を受けて行う第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

(削除)

第十九条 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていなこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 署名検証者は、署名利用者から通知された署名用電子証明書を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(団体署名検証者の義務)

第二十条 団体署名検証者は、次条第一項の規定による確認をしよう

又はこれらの者であつた者が第二十七条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

五 署名確認者の委託を受けて行う第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

都道府県知事は、毎年少なくとも一回、第一項及び第二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(署名検証者の義務)

第十九条 署名検証者は、利用者から当該利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受理したときは、当該電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていなこと及び当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 署名検証者は、利用者から通知された電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(団体署名検証者の義務)

第十九条の二 団体署名検証者は、次条第一項の規定による確認をしよう

とする署名確認者の求めがあつたときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つてないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第五項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3 団体署名検証者は、署名確認者から署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したときは、当該署名用電子証明書を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該署名用電子証明書に記録された署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(署名確認者の義務)

第二十一条 署名確認者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したとき（第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者にあつては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲げる団体又は機関に所属する署名確認者にあつては行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）は、当該署名用電子証明書が

ようとする署名確認者の求めがあつたときは、第十八条第一項及び第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルを基に当該求めに係る電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つてないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第四項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3 団体署名検証者は、署名確認者から利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受領したときは、当該電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(署名確認者の義務)

第十九条の三 署名確認者は、利用者から当該利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受領したとき（第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者にあつては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲げる団体又は機関に所属する署名確認者にあつては行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。）は、当該電子証明書が第十五条第一項

第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 署名確認者は、署名利用者から通知された署名用電子証明書を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子署名が当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われることの確認以外の目的に利用してはならない。

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書

(利用者証明用電子証明書の発行)

第二十二条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたとき

2 署名確認者は、利用者から通知された電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われることの確認以外の目的に利用してはならない。

は、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者証明利用者確認」という。）をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4| 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者の利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体に記録するものとする。

5| 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。

6| 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行つた当該申請に係る利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7| 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8| 第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(利用者証明利用者符号の適切な管理)

第二十三条 利用者証明利用者は、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(利用者証明用電子証明書の有効期間)

第二十四条 利用者証明用電子証明書の有効期間は、総務省令で定める。

(利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

第二十五条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて利用者証明用電子証明書の発行を受けることができない。

(利用者証明用電子証明書の記録事項)

第二十六条 利用者証明用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 利用者証明用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 利用者証明利用者検証符号及び当該利用者証明利用者検証符号に関する事項で総務省令で定めるもの
- 三 その他総務省令で定める事項

(利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第二十七条 機構は、利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用電子証明書（当該利用者証明用電子証明書について機構が行つた電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「利用者証明用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第二十八条 利用者証明利用者は、機構に対し、当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができる。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3 利用者証明利用者が署名利用者である場合においては、当該利用者証明利用者は、前項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところに

より、当該利用者証明利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができる。この場合においては、当該利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の署名利用者符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

4 第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。

(利用者証明利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)

第二十九条 利用者証明利用者は、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二条第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならない。

2 第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とある

のは「機構」と読み替えるものとする。

(利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第三十条 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る利用者証明用電子証明書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があつた旨又は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明利用者異動等失効情報の記録)

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報によって利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該利用者証明利用者に発行した利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 当該利用者証明利用者に係る住民票が消除されたこと（住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（次号において「転出届」という。）に基づき当該住民票が消除された場合を除く。）。
- 二 当該利用者証明利用者が転出届をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届

出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

(利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第三十二条 機構は、利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた利用者証明用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「利用者証明用電子証明書記録誤り等による情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第三十三条 機構は、利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行つた利用者証明用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下

「利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明用電子証明書の失効)

- 第三十四条 利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
- 一 機構が第三十条の規定により利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
 - 二 機構が第三十一条の規定により利用者証明利用者異動等失効情報を見たとき。
 - 三 機構が第三十二条の規定により利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
 - 四 機構が前条の規定により利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
 - 五 利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。
- 2 機構は、前項第三号の規定により利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等があつた旨及び当該利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。
- 3 機構は、第一項第四号の規定により利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第三十五条 機構は、総務省令で定めるところにより、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている利用者証明用電子証明書失効情報（第三十条の規定により保存する利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十一条の規定により保存する利用者証明利用者異動等失効情報、第三十二条の規定により保存する利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であつて、それらの利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

(利用者証明検証者に係る届出等)

第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる者は、利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めると

ころにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

2 | 前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者（以下「利用者証明検証者」という。）は、機構が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

（利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等）

第三十七条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報（第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。）の提供を行うものとする。

2 | 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（第三十五条の規定による保存期間が経過していない利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 | 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 利用者証明検証者が次条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

二 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人者であつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

四 利用者証明検証者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

五 利用者証明検証者の委託を受けて行う第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

六 利用者証明検証者が署名検証者等である場合において、第十八条第四項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

(利用者証明検証者の義務)

第三十八条 利用者証明検証者は、利用者証明利用者が当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行つた電子利用者証明に関する利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失つて

いないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

2 | 利用者証明検証者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書を、当該利用者証明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明が当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

第三節 認証事務管理規程等

(認証事務管理規程)

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 | 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け)

第四十条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(監督命令)

第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第四十三条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施の状況に必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者証明用電子証明書発行記録、利用者証明用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（以下「認証業務情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(削除)

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第二十一条 都道府県知事は、第十一條から第十四条までの規定による失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場合若しくは同条第二項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを提供する場合又は認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を遂行する場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

(認証業務情報の安全確保)

第二十条 都道府県知事が発行記録、失効情報及び失効情報ファイル（以下「認証業務情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該都道府県知事は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 第十一條から第十四条までの規定による署名用電子証明書失効

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

- 情報の記録のために署名用電子証明書発行記録を利用する場合

二 第十八条第一項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する場合

三 第十八条第二項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

四 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供のために署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

五 第三十条から第三十三条までの規定による利用者証明用電子証明書失効情報の記録のために利用者証明用電子証明書発行記録を利用する場合

六 第三十七条第一項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合

七 第三十七条第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを提供する場合

八 認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を機構が遂行する場合

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第四十六条 機構及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外の目的に使用してはならない。

(機構の役職員等の秘密保持義務)

第四十七条 署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計

(都道府県の職員等の秘密保持義務)

第二十二条 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道

算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十四年法律　号）第二十六条第一項に規定する認証業務情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、その事務に関して知り得た署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 機構から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務にあつた者は、その委託された業務に関して知り得た署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（市町村の職員等の秘密保持義務）

第四十八条 署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託を若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に

府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 都道府県知事から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

（市町村の職員等の秘密保持義務）

第二十三条 電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に

関して知り得た署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第四十九条 機構の委託を受けて行う署名用電子証明書若しくは利用者証明用電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託を受けて行う署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(署名検証者等による受領した署名用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十条 第十八条第一項から第三項までの規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号（以下「受領した署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第二十四条 都道府県知事の委託を受けて行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託を受けて行う電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(署名検証者等による受領した失効情報等の安全確保等)

第二十五条 第十八条第一項及び第二項の規定により保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受けた署名検証者等がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイル（以下「受領した失効情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者等は、受領した失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、署名検証者等から受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

3 第二十条第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項の規定により受けた回答（以下「受領した回答」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(利用者証明検証者による受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の安全確保等)

第五十一条 第三十七条第一項又は第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る電子証明書失効情報ファイルの提供を受けた利用者証明検証者がこれららの規定により提供を受けた保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（以下「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該利用者証明検証者は、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

2 前項の規定は、署名検証者等から受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

3 第十九条の二第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項の規定により受けた回答（以下「受領した回答」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

(署名検証者等の受領した署名用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限等)

(署名検証者等の受領した失効情報等の利用及び提供の制限等)

第五十二条

署名検証者は、第十九条第一項の規定により署名用電子証明書が効力を失つていいことの確認をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2

利用者証明検証者である署名検証者は、利用者証明利用者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は署名利用者に係る電子証明書の発行の番号の確認をするため必要な範囲内で、第十八条第三項の規定により提供を受けた対応証明書の発行の番号を利用するものとし、当該対応証明書の発行の番号の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3

団体署名検証者は、第二十条第一項の規定により署名用電子証明書が効力を失つていいことの確認をし、当該確認の結果についての回答をするため必要な範囲内で、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又是保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを利用するものとし、これらの規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの全部又は一部を当該確認及び回答以

4 署名確認者は、第二十一条第一項の規定により署名用電子証明書

第二十六条

署名検証者は、第十九条第一項の規定により電子証明書が効力を失つていいことの確認をするため必要な範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2

団体署名検証者は、第十九条の二第一項の規定により電子証明書が効力を失つていいことの確認をし、当該確認の結果についての回答をするため必要な範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認及び回答以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3

署名確認者は、第十九条の三第一項の規定により電子証明書が効

が効力を失つていないことの確認をするため必要な範囲内で、受領した回答を利用するものとし、受領した回答の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(利用者証明検証者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限)

第五十三条 利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明用電子証明書が効力を失つていことの確認をするため必要な範囲内で、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等を利するものとし、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(署名検証者等の職員等の秘密保持義務等)

第五十四条 受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その事務に関して知り得た受領した署名用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 署名検証者等から受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た受領した署名用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

力を失つていことの確認をするため必要な範囲内で、受領した回答を利用するものとし、受領した回答の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(署名検証者等の職員等の秘密保持義務等)

第二十七条 受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その事務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 署名検証者等から、受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、前二項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

(利用者証明検証者の職員等の秘密保持義務等)

第五十五条 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 利用者証明検証者から受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領した署名用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務等)

第五十六条 署名検証者等の委託を受けて行う受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した署名用電子証明書失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と

3 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、前二項中「受領した失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

(受領した失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務等)

第二十八条 署名検証者等の委託を受けて行う受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と

受領した回答」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。

(受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第五十七条 利用者証明検証者の委託を受けて行う受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己の認証業務情報の開示)

第五十八条 何人も、機構に対し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法により、その開示（自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせるなどを含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 機構は、前項の開示の請求があつたときは、当該開示の請求をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならない。

(開示の期限)

第五十九条 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 機構は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をしきれないときは、同項に規定する期間内に、当該開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示しきれない理由及び開示の期限を政令で定める方法により通知しなければならない。

(自己の認証業務情報の開示)

第二十九条 何人も、都道府県知事に対し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法により、その開示（自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせるなどを含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の開示の請求があつたときは、当該開示の請求をした者に対し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならない。

(開示の期限)

第三十条 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 都道府県知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をしきれないときは、同項に規定する期間内に、当該開示の請求をした者に対し、同項の期間内に開示しきれない理由及び開示の期限を政令で定める方法により通知により通知しなければならない。

(開示の手数料)

第六十条 機構は、第五十八条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(自己の認証業務情報の訂正等)

第六十一条 機構は、第五十八条第二項の規定により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行つたときは、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、第五十八条第二項の規定により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行つたときは、その内容を含む。）を政令で定める方法により通知しなければならない。

(苦情処理)

第六十二条 機構及び市町村長は、この法律の規定により機構及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(削除)

(自己の認証業務情報の訂正等)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行つたときは、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行つたときは、その内容を含む。）を政令で定める方法により通知しなければならない。

(苦情処理)

第三十二条 都道府県知事及び市町村長は、この法律の規定により当該都道府県及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(認証業務に関する情報の適正な使用)

第三十三条 都道府県知事及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯

する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等)

第六十三条 機構、署名検証者等、署名確認者又は利用者証明検証者以外の者は、何人も、業として、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の記録されたデータベース（自己以外の者に係る署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号を含む当該自己以外の者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

2 総務大臣は、前項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するため必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第六十四条 総務大臣は、前条第二項又は第三項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内にお

いて、同条第一項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、同項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(削除)

(削除)

(指定認証機関の指定等)

第三十四条 都道府県知事は、総務大臣の指定する者（以下「指定認証機関」という。）に、次に掲げる認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行わせることができる。

一 第三条第五項の規定による電子証明書の発行の申請書の内容及び利用者署名検証符号に係る通知の受理に係る電子計算機処理等並びに同条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等及び同項の規定による通知に係る電子計算機処理

二 第八条の規定による発行記録の記録に係る電子計算機処理等及び発行記録の保存

三 第九条第二項において準用する第三条第五項の規定による電子証明書の失効の申請書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等及び第九条第三項の規定により送信される電子証明書の失

効を求める旨の申請の受理に係る電子計算機処理等

四 第十条第二項において準用する第三条第五項の規定による利用者署名符号の漏えい等の届出書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等

五 第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録に係る電子計算機処理等及び失効情報の保存

六 第十五条第二項の規定による通知及び同条第三項の規定による公表

七 第十六条の規定による失効情報ファイルの作成及び保存

八 第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等

九 第十八条第三項及び第四項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の停止に係る電子計算機処理等

十 第十八条第五項の規定による報告書の作成及び公表

十一 前各号に掲げる事務に附帯する事務

3 第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、認証事務及び第二十九条から第三十一条までに規定する事務を行わないものとする。

4 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料（第六項において「発行手数料」とい

う。）を指定認証機関の収入として收受させることができる。

5 | 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料（次項において「情報提供手数料」という。）を指定認証機関の収入として收受させることができる。

6 | 前二項の場合における発行手数料及び情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定認証機関が定めるものとする。この場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料及び情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十五条 削除

（指定の基準）

第三十六条 総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定認証機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、認証事務等（指定認証機関が行う認証事務及び第五十三条第一項において準用する第二十九条から第三十一条までに規定する事務をいう。以下同じ。）の実施の方法その他の事項についての認証事務等の実施に関する計画が認証事務等の適正かつ確実な実施及び認証業務情報の保護のために適切なものであること。
- 二 前号の認証事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に

（削除）

必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三 申請者が、認証事務等以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて認証事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2

総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第四十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第四十一条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十七条

総務大臣は、指定認証機関の指定をしたときは、当該指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするとときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

第三十八条 委任都道府県知事は、第三十四条第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定認証機関に認証事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(認証業務情報保護委員会の設置)

第三十九条 指定認証機関には、認証業務情報保護委員会を置かなければならない。

2 認証業務情報保護委員会は、指定認証機関の代表者の諮問に応じ、認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに必要と認める意見を指定認証機関の代表者に述べることができる。

3 認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者の中から、指定認証機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

第四十条 指定認証機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、指定認証機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第四十二条第一項の認証事務管理規程に違反する行為をしたとき、又は認証事務等に関し著しく不適当な

(削除)

行為をしたときは、指定認証機関に対し、その役員を解任すべきこととを命ぜることができる。

(役職員等の秘密保持義務)

(削除)

第四十一条 指定認証機関の役員若しくは職員（認証業務情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、認証事務等に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定認証機関から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 認証事務等に従事する指定認証機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(認証事務管理規程)

(削除)

第四十二条 指定認証機関は、総務省令で定める認証事務等の実施に関する事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、前項後段の規定により認証事務管理規程を変更しようとするとときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

3 総務大臣は、第一項の規定により認可をした認証事務管理規程が

認証事務等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定認証機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第四十三条 指定認証機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするとときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

3 指定認証機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、総務大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(交付金)

(削除)

第四十四条 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定認証機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした認証事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定認証機関と協議して定めるものとする。

(帳簿の備付け)

(削除)

(削除)

第四十五条 指定認証機関は、総務省令で定めるところにより、認証事務等に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第四十六条 総務大臣は、認証事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

(報告及び立入検査)

第四十七条 総務大臣は、認証事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定認証機関の事務所に立ち入り、認証事務等の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(削除)

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の休廃止)

第四十八条 指定認証機関は、総務大臣の許可を受けなければ、認証事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、指定認証機関の認証事務等の全部又は一部の休止又は廃止により認証事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

4 総務大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十九条 総務大臣は、指定認証機関が第三十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 総務大臣は、指定認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認証事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十六条第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められる

(削除)

とき。

二 第四十三条第一項若しくは第三項、第四十五条又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第四十一条第二項、第四十二条第三項又は第四十六条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十二条第一項の規定により認可を受けた認証事務管理規程によらないで認証事務等を行つたとき。

五 不正な手段により指定認証機関の指定を受けたとき。

3 総務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により認証事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(認証事務の委任の解除)

第五十条 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないこととするときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないとしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

(削除)

(削除)

(委任都道府県知事による認証事務等の実施)

第五十一条 委任都道府県知事は、指定認証機関が第四十八条第一項の規定により認証事務等の全部若しくは一部を休止したとき、総務大臣が第四十九条第二項の規定により指定認証機関に対し認証事務等の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認証機関が天

災その他の事由により認証事務等の全部若しくは一部を実施することができ困難となつた場合において総務大臣が必要があると認めるときは、第三十四条第三項の規定にかかるらず、当該認証事務等の全部又は一部を行うものとする。

- 2 総務大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により認証事務等を行ふこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により認証事務等を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(認証事務等の引継ぎ等に関する省令への委任)

第五十二条 前条第一項の規定により委任都道府県知事が認証事務等を行うこととなつた場合、総務大臣が第四十八条第一項の規定により認証事務等の廃止を許可し、若しくは第四十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定認証機関に認証事務を行わせないこととした場合における認証事務等の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

(認証業務情報の保護に関する規定の準用等)

第五十三条 第二十条、第二十一条、第二十四条第一項及び第二十九条から第三十二条までの規定は、指定認証機関について準用する。この場合において、第二十一条中「第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場合若しくは同条第二項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを提

(削除)

(削除)

供する場合」とあるのは「第三十四条第一項の規定により同項第五号及び第八号に掲げる認証業務の実施に関する事務を行う場合」と「第三十二条中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定認証機関」と、「当該都道府県及び市町村が処理する事務」とあるのは「指定認証機関」が処理する認証事務等」と、第三十三条中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定認証機関」と読み替えるものとする。

2 指定認証機関は、前項において準用する第二十九条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から指定認証機関が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(指定認証機関がした処分等に係る不服申立て)

第五十四条 指定認証機関が行う認証事務等に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第四章 雜則

(総務大臣の援助等)

第六十五条 総務大臣は、機構の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、機構及び市町村並びに署名利用者及び利用者証明利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

(総務大臣の援助等)

第五十五条 総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(報告の徴収)

[第六十六条] 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 機構は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者（行政機関等及び裁判所を除く。第七十八条第二項において同じ。）及び団体署名検証者並びに利用者証明検証者（行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。）に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（手数料）

[第六十七条] 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

- 一 第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務
- 二 第十八条第一項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務
- 三 第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務
- 四 第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務
- 五 第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務
- 六 第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務
- 七 第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しよ

[第五十六条] 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項第五号の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者（行政機関等及び裁判所を除く。第六十五条第二項において同じ。）及び団体署名検証者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。

うとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(機構がした処分等に係る不服申立て)

第六十八条 機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による審査請求をすることができる。

(運用規程)

第六十九条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。

(削除)

(運用規程)

第五十七条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の運用規程を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長の意見を聴かなければならぬ。

(技術的基準)

第七十条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(技術的基準)

第五十八条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(指定都市の特例)

第七十一条 (略)

(指定都市の特例)

第五十九条 (略)

(政令への委任)

第七十二条 (略)

(政令への委任)

第六十条 (略)

第七十三条 機構に対し、その認証業務に關し、虚偽の申請をして、不実の署名用電子證明書又は利用者證明用電子證明書を發行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役は百万円以下の罰金に處する。

第七十五条 第六十三条第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（削除）

第七十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

一 第四十五条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第六十二条 第二十二条、第二十三条、第二十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第四十九条第二項の規定による認証事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第四十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(削除)

第七十七条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第六十六条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検証者若しくは団体署名検証者又は利用者証明検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 第五十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第五十六条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検証者又は団体署名検証者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条及び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同条の刑を科する。

二 第四十七条第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第四十八条第一項の規定による許可を受けないで認証事務等の全部を廃止したとき。

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）

（第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のよう に改正する。</p> <p>目次中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。</p> <p>第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剥奪」に改め、同項中 第四十一号の二を第四十一号の三とし、第四十一号の次に次の一号 を加える。</p> <p>四十一の二 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する 法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定するも のをいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する 情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条 第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の公開に関す る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>（略）</p>	<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のよう に改正する。</p> <p>目次中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。</p> <p>第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剥奪」に改め、同項中 第四十一号の二を第四十一号の三とし、第四十一号の次に次の一号 を加える。</p> <p>四十一の二 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する 法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定するも のをいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する 情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条 第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の公開に関す る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>（略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第八条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二条） の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、第十四号の二を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 人事公正委員会委員長

第一条中第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十六号の二を第十六号とし、同条第十八号の二中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長

第一条第二十八条の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員

第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十号」に改め、同条第四十七号を削り、同条第四十七号の二を同条第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七の二 人事公正委員会委員

第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員」を「再就職等監視・適正化委員会委員」に改め、同号の次に次の一号を加える

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第八条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二条） の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 人事公正委員会委員長

第一条中第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十六号の二を第十六号とし、同条第十八号の二中「再就職等監視委員会委員長」を「再就職等監視・適正化委員会委員長」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の会長

第一条第二十八条の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 国家公務員倫理審査会の常勤の委員

第一条第四十四号中「第二条第三項第八号」を「第二条第三項第十号」に改め、同条第四十七号を削り、同条第四十七号の二を同条第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 人事公正委員会委員

第一条第五十七号の三中「再就職等監視委員会委員」を「再就職等監視・適正化委員会委員」に改め、同号の次に次の一号を加える

。

五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十三号」に改める。

(略)

(内閣府設置法の一部改正)

第二十二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「取扱いの確保」の下に「人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に「公務の能率的な運営」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

第四条第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の二の次に次の一号を加える。

五十九の三 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百三十一條に規定する事務

第四条第三項中第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条

第二項に規定する事務

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

。

五十七の四 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員

第一条第七十三号中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第十三号」に改める。

(略)

(内閣府設置法の一部改正)

第二十二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「治安の確保」の下に「人事行政の公正の確保」を、「推進」の下に「公務の能率的な運営」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項

第四条第三項第五十四号の四を削り、同項第五十九号の二の次に次の一号を加える。

五十九の二 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百三十一條に規定する事務

第四条第三項中第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条

第二項に規定する事務

第七条第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十三条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「個人番号情報保護委員会」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表個人番号情報保護委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会	国家公務員法
公務員庁	公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の二項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

(略)

第十三条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項中「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第十六条第二項中「大臣委員会等」の下に「、人事公正委員会」を加え、「及び消費者庁」を「、消費者庁及び公務員庁」に改める。

第三十七条第二項の表再就職等監視委員会の項を削る。

第四十条第三項の表官民人材交流センターの項を削る。

第六十四条の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

人事公正委員会	国家公務員法
公務員庁	公務員庁設置法

第六十六条中「九十七」を「九十五」に改める。

附則第二条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の二項を加える。

内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第三条の表当分の間の項中「附則第二条第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、同表平成二十四年三月三十一日までの間の項中「附則第二条第二項」を「前条第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

(略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二号イ中「若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。</p>	<p>（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）</p> <p>第六十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二号イ中「若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。</p>
<p>第十条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。</p> <p>第十二条中「人事院規則」を削り、「個人番号情報保護委員会規則」の下に「人事公正委員会規則」を加え、「人事院」を削り、「国家公安委員会、個人番号情報保護委員会」の下に「人事公正委員会」を加える。</p>	<p>第十条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。</p> <p>第十二条中「人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「人事公正委員会規則」を加え、「人事院」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「人事公正委員会」を加える。</p>
<p>（国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の一部改正）</p> <p>第七十九条 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十条第一項第二号中「人事院総裁」及び「国家公務員倫理審査会の常勤の会長」を削り、「公正取引委員会委員長」の下に「人事公正委員会委員長」を加え、同項第三号中「人事官（人事院総裁を除く。）」を削り、「第一条第七号から第九号まで」を「第一条第六号から第八号まで」に改め、「国家公務員倫理審査会</p>	<p>（国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の一部改正）</p> <p>第七十九条 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十条第一項第二号中「人事院総裁」及び「国家公務員倫理審査会の常勤の会長」を削り、「公正取引委員会委員長」の下に「人事公正委員会委員長」を加え、同項第三号中「人事官（人事院総裁を除く。）」を削り、「第一条第七号から第九号まで」を「第一条第六号から第八号まで」に改め、「国家公務員倫理審査会</p>

の常勤の委員」を削り、「公正取引委員会委員」の下に「国家公
安委員会委員」を加え、「同条第十四号」を「同条第十三号及び第
十四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同条に次の一項を加え
る。

(略)

の常勤の委員」を削り、「公正取引委員会委員」の下に「国家公
安委員会委員」を加え、同条に次の一項を加える。

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
(目的)	(目的)	(目的)
第一条 地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して情報処理に関する事務を処理する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律 第号）の規定による事務並びにその他の情報処理に関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体の情報処理に関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	第一条 地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して情報処理に関する事務を処理する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律 第号）の規定による事務並びにその他の情報処理に関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体の情報処理に関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	第一条 地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して情報処理に関する事務を処理する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律 第号）の規定による事務並びにその他の情報処理に関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体の情報処理に関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
(業務の範囲)	(業務の範囲)	(業務の範囲)
第二十二条	第二十二条	第二十二条
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。	二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。	二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。
三〇九 (略)	三〇九 (略)	三〇九 (略)

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（任務）	（任務）
3	（略）	（略）
2	（所掌事務） 第四条 （略）	（所掌事務） 第四条 （同上）
3	前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成	前二項に定めるもののほか、内閣府は、内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることとを任務とする。
2	前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。	前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。
3	（略）	（同上）

するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四十一 (略)

四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律 (平成二十四年法律第 号) 第二条第五

項に規定する個人番号及び同条第十四項に規定する法人番号の利
用に関すること (他省の所掌に属するものを除く。)。

四十二〇五十九 (略)

五十九の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律第三十三条に規定する事務

六十一〇六十二 (略)

(内閣府審議官)

第十六条 本府に、内閣府審議官二人を置く。

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、
大臣委員会等、個人番号情報保護委員会、金融庁及び消費者庁を除
く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会
及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもの
のほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）
の定めるところによる。

公正取引委員会 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律

個人番号情報保 国家公安委員会	警察法
--------------------	-----

(新設)

一〇四十一 (同上)

するため、次に掲げる事務をつかさどる。

四十一の二 (新設)

(内閣府審議官)

第十六条 本府に、内閣府審議官二人を置く。

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、
大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く。）の所掌事務に係る重
要な政策に関する事務を総括整理する。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会
及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもの
のほか、それぞれ同表の下欄の法律（これに基づく命令を含む。）
の定めるところによる。

公正取引委員会 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律

(新設) 国家公安委員会	警察法
-----------------	-----

(新設)

一〇四十一 (新設)

消費者庁	金融庁	保護委員会
消費者庁及び消費者委員会設置法	金融庁設置法	の番号の利用等に関する法律

消費者庁	金融庁	
消費者庁及び消費者委員会設置法	金融庁設置法	

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九十二　（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～九十二　（同上）</p>
<p>九十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　号）第四条の規定による個人番号（同法第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の指定及び通知、同法第十九第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（同法第二条第十三項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び管理並びに同法第五十六条第一項に規定する個人番号カードに関すること。</p> <p>九十四～九十九　（略）</p>	<p>九十三 削除</p> <p>九十四～九十九　（同上）</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（所掌事務）	（所掌事務）	（所掌事務）
第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十二 （略）	一～二十二 （同上）	一～二十二 （同上）
二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二百二十六号）第五十二条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。	二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二百二十六号）第五十二条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。	二十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二百二十六号）第五十二条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。
二十四 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。	二十四 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。	二十四 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。
二十五 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。	二十五 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。	二十五 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。
二十六 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。	二十六 保税制度の運営に関すること。	二十六 保税制度の運営に関すること。
二十七 保税制度の運営に関すること。	二十七 通関業の監督及び通関士に関すること。	二十七 通関業の監督及び通関士に関すること。
二十八 通関業の監督及び通関士に関すること。	二十八 （削除）	二十九～六十七 （同上）
二十九～六十七 （略）	（税関等）	（税関等）

第十六条 税關及び沖縄地区税關は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十四号から第二十八号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一〇三 (略)

256 (略)

(所掌事務)

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十三号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

256 (同上)

(所掌事務)

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十二号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (同上)

第十六条 税關及び沖縄地区税關は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十七号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一〇三 (同上)

256 (同上)

(所掌事務)

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十二号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (同上)